



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究
Author(s)	廣瀬, 健一郎
Citation	北海道大學教育學部紀要, 72, 89-119
Issue Date	1996-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29521
Type	departmental bulletin paper
File Information	72_P89-119.pdf



開拓使仮学校附属北海道土人教育所と 開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究

廣 瀬 健一郎

A Study on How Ainu Youth were forced to attend
Kaitakushi Ainu School and National Farms in Tokyo

Ken-ichiro HIROSE

目 次

はじめに	90
I. アイヌ強制就学構想と東京への連行	93
1. 開拓使官吏のアイヌ認識	93
2. 北海道土人教育所と開拓使官園への強制就学構想	96
3. 連行の実施	99
(1) 連行したアイヌの出身地	
(2) 連行とコタンへの影響	
II. 北海道土人教育所と開拓使官園におけるアイヌ教育課程	106
1. 北海道土人教育所の生徒管理機構	106
(1) 生徒の住居と教育施設	
(2) 校務分掌と生徒管理機構	
2. 北海道土人教育所と開拓使官園の教育内容	107
(1) 北海道土人教育所の教育内容	
(2) 開拓使官園の指導内容	
3. 寄宿舎生活	110
III. 東京連行によるアイヌ教育構想の破綻	113
1. 仮学校への編入学	113
2. 帰省したアイヌに対する施策	114
3. 退学したアイヌに対する施策	114
おわりに	118

(凡例)

- ・引用文は当用漢字に改めた。句読点などは原文のままである。引用文中の省略は……で示した。また引用文中の筆者による注は〔 〕で示した。
- ・年月日は史料記載のまま記した。したがって1872年12月3日の改暦以前までについては太陰暦であり、以後は太陽暦に基づくものである。

はじめに

開拓使は1872年5月、東京府芝（現、東京都港区）の増上寺に設置した開拓使仮学校附属北海道土人教育所（以下、北海道土人教育所と略記⁽¹⁾）と、東京府下渋谷村（現、東京都渋谷区）に設置していた開拓使第三官園（開拓使官園と略記⁽²⁾）にアイヌを強制的に入学・入園させた（[図1]）。北海道土人教育所では主に読・書といった学科を教授し、開拓使官園では農業を指導した。しかしながら、帰郷を願い出る者が多く、1874年7月、退学ないし帰省を希望したアイヌ全員を帰道させ、北海道土人教育所を廃止した。開拓使官園では翌8月、帰省者を再び東京に連行し農業指導を開始しようとしたが、応じたアイヌは皆無であった⁽³⁾。

アイヌを東京へ連行し教化するというこの施策は、アイヌに対する組織的な教育の嚆矢である。この施策は開拓次官黒田清隆が企図したものであり、開拓使のアイヌ認識や政策意図が強く反映した事業であった。そこで筆者は、北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学の実態を通して、①開拓使はいかなるアイヌ認識のもとにアイヌ教育に着手したのか、②開拓使がはじめて構想したアイヌ教育とはいかなる内容と方法を持ち、開拓使はそれをどのように実践したのかの2点を考察する。

具体的には、以下の諸点を分析・解明する。第1に、開拓使官吏がアイヌをいかなる存在として認識していたか、北海道経営のいかなる局面と関わってアイヌを東京へ連行し教化する構想が持ちあがるのか、その構想はいかなる内容をもっていたのかという点に論点を置く。

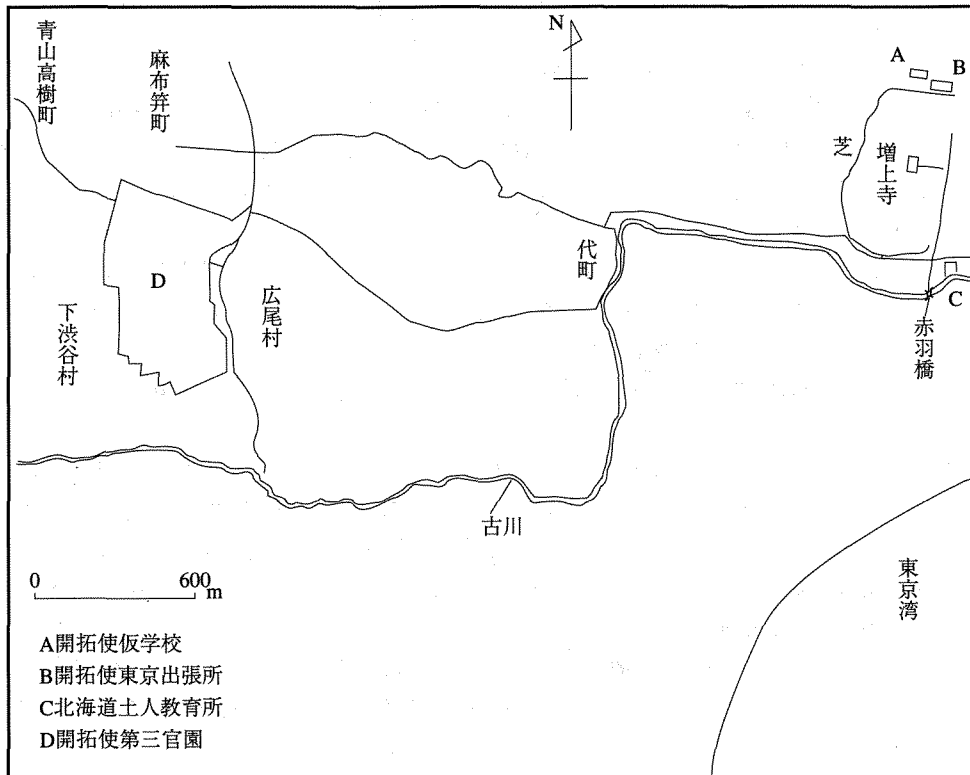
先行研究は、なぜアイヌを東京へ連行し教化しようとしたのかという点の考察が不十分である。たとえば海保洋子は、黒田清隆が北海道土人教育所と開拓使官園にアイヌを強制就学させた経緯を政府に報告した際「即今開拓盛挙之折柄従前ノ陋習を脱し内地ト共ニ開化ノ域ニ進ミ彼我之殊別なからしめ度」と述べたことを指摘し、「『異質』なものを『同質』なものに、『彼我之殊別』をなくす手段として仮学校が用いられた」のだと述べる⁽⁴⁾。しかしながら「彼我之殊別」をなくすとはいかなることかについて検討していない。果たして海保の言うような「異質」なものを「同質」にすることだったろうか。

海保嶺夫は「移住者の過少なこの段階では、『開拓』の担い手にアイヌを位置づけようとの意図をかなりもっていたものと思われる」と述べている⁽⁵⁾。また原田一典も「労働力の乏しい北海道においてその開発に参加せしめるための手段であると言える」と述べ、労働力を養成するという側面を指摘する⁽⁶⁾。しかしながら両者ともに単に指摘するのみで、「開拓」の担い手にアイヌをどのように位置づけたのか、東京における教化内容はアイヌを「『開拓』の担い手」に位置づけ、「開発に参加」させるような内容をもっていたのかどうか検討していない。

加藤好男は連行したアイヌが「和語を解せる」こと、「札幌及び近傍コタンの乙名かそれを継ぐ人」であることに着目し、「開拓使の政策に忠実なアイヌの担い手を作り出すことに目的があった」と述べる⁽⁷⁾。加藤の指摘は重要である。しかし開拓使のアイヌ政策における「乙名」の位置づけを検討していない。

本稿では上述の問題点を踏まえて、アイヌを東京へ連行し教化する理由とその構想を明らかにする。

【図1】 東京におけるアイヌ教育施設の配置図



(出典)

以下の資料をもとに作成した。

- ・ 松浦宏『東京大小区分絵図』（日本地図選集委員会編『明治東京区分地図 全』（人文社、1968年）所収）。
- ・ 内務省地理局『東京実測図』（1886～1888年）（地図資料編集会編『明治大正日本都市地図集成』（柏書房、1986年））。
- ・ 「東京三官園地図」（『新撰北海道史』（北海道庁、1937年））。

第2に東京への連行過程を検討する。北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学について、これを「東京留学」と把握する先行研究が多い⁽⁸⁾。しかしながら、東京へアイヌを連れて行くことがアイヌの生活の破壊と不可分に行われたこと、また加藤が指摘するようにアイヌが東京行きをこ拒んだことを考えれば⁽⁹⁾、これを「留学」と把握することはできない。この施策を「東京留学」と把握する背景には、連行の実態に対する認識が欠如している。北海道土人教育所と開拓使官園への強制就学が、アイヌのいかなる犠牲の上に成立したものであるかに注目しなければならない。本稿では連行の実態を検討し、東京への連行がコタンにどのような影響を与えたかを考察する。

「留学」という把握に対し、小川正人は「連行」、竹ヶ原幸朗は「強制入学」と叙述する⁽¹⁰⁾。筆者はこれらに同意する。1872年9月開校の開拓使仮学校附属女学校の場合、開拓使は「有志之者」を募集し「検査之上」入学させている⁽¹¹⁾。アイヌの場合は、札幌開拓使庁主任・岩村通俊

が東京行きを拒むアイヌを「説諭」した⁽¹²⁾。「説諭」の実際は不明だが、開拓使は嫌がるアイヌを連行したのである。

第3に北海道土人教育所・開拓使官園でのアイヌ教育の体制・内容・アイヌの生活状態を明らかにする。東京におけるアイヌ教育の体制については、これまで殆ど検討されていない。年少者を開拓使仮学校に入学させ、年長者は渋谷における開拓使官園に居住させたとする理解が殆どである⁽¹³⁾。しかし年少者について言えば、正確には開拓使仮学校附属北海道土人教育所への就学なのであって、決して「仮学校」ではない。東京におけるアイヌ教育の体制については基本的な事実さえ未確定である。

授業内容についても読・書・算盤・裁縫・農業を教授・指導したという指摘に留まっている。ここからたとえば海保洋子はアイヌを東京へ連行し教化する施策を「急進的・強行的『同化』」と理解する⁽¹⁴⁾。また竹ヶ原幸朗は「拙速な同化教育」と把握する⁽¹⁵⁾。しかしながら「同化」の内容についての検討は十分ではない。開拓使がアイヌに求めた内容が何であるか、これまで殆ど検討されていない。

またアイヌ教育はただ単に授業や農業指導を通じてのみ行われたのではない。既に先行研究は、開拓使がアイヌを寄宿舎に入れ、「土人取締」なる官吏によって「監督指導」をしたことを明らかにしている⁽¹⁶⁾。東京に連行したアイヌは、日常生活全般にわたって教化を受けたのである。こうした寄宿舎でのアイヌ教育とはどのようなものだったか、そこではアイヌに何をどのように求めていたかもあわせて検討する。

第4に退学したアイヌに対する教化方針を検討する。先行研究は多数のアイヌを罹病・死亡させてしまったこと、連行したアイヌが退学を強く望み帰郷したこと等を指摘し、この施策が失敗したと述べている。しかし退学したアイヌをどうしようとしたのか、その結果はどのようなものだったのかについて検討していない。先行研究は唯一、仮学校に編入学させ、後に開拓使官吏に登用したアイヌの存在を指摘してはいる⁽¹⁷⁾。しかし単に指摘するだけで、官吏への採用がアイヌ政策上いかなる意味をもっていたか検討していない。退学したアイヌへの施策を検討し「彼我之殊別なからしめ度」という方針そのものがどう失敗し破綻するのかを考察することが重要である。この点を考察することによって、この施策の全体が明らかとなり、開拓使によるアイヌ教育の性格・実態を把握することが可能となる。

註

- (1) 北海道土人教育所という施設の存在は殆ど知られていない。筆者が知る限り、北海道土人教育所の存在に言及した論考は原田一典「開拓使仮学校考(2)」(『北大百年史編集ニュース』第8号, 1979年)のみである。『北大百年史』通説(ぎょうせい, 1982年)もこの施設の存在には触れていない。「学校官員章程」に「仮学校 附属 女学校 医局 北海道土人教育所」とあることから、「開拓使仮学校附属北海道土人教育所」が正式な名称だと判断した(『明治六年 開拓使公文録』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号05756]に綴り込みの文書。『北大百年史』札幌農学校史料(1)[ぎょうせい, 1982年] 73~76頁)。
- (2) 筆者が調べた限りでは、アイヌを開拓使第三官園に居住させたことを記した先行研究はない。この件についてはⅡの註(1)(113頁)で述べる。
- (3) ただし、10月には根室詰の役人が択捉島のアイヌ2名を開拓使官園に連行し、1875年まで農業指導を受けさせている。したがって開拓使官園におけるアイヌへの農業指導は1875年まで行われていたこと

になる。しかし本稿では1872年5月、6月に連行したアイヌへの教化について検討することが目的なので、この件については取り上げない(『明治七年 海軍省往復 開拓使』、北海道立文書館所蔵、簿書番号01169、文書番号64)および『明治九年 開拓使公文録 札幌本庁』(北海道立文書館所蔵、簿書番号06225、文書番号23 綴り込み文書)。

- (4) 海保洋子『近代北方史－アイヌ民族と女性と－』(三一書房、1992年)26～27頁。
- (5) 海保嶺夫「北海道の『開拓』と経営」(『岩波講座 日本歴史』16、近代3、1976年)197頁。
- (6) 前掲原田一典「開拓使仮学校考(2)」、5頁。
- (7) 加藤好男『石狩アイヌ史資料集』(私家版、1991年)112頁。
- (8) 阿部正巳はアイヌを東京へ連行し教化する施策を「アイヌの東京留学」と捕らえた(阿部正巳「北海道開拓使及び三県時代のアイヌ教育」(中)『歴史と地理』第37巻第4号、1923年)297頁。以後、高倉新一郎「旧土人教育」(『北海道教育史』全道編第三巻[北海道教育委員会、1963年])、前掲海保洋子『近代北方史－アイヌ民族と女性と－』の叙述に「東京留学」という把握をみることができる。
- (9) 前掲加藤好男『石狩アイヌ史資料集』、110頁。加藤は括弧付で「東京留学」と把握している。
- (10) 竹ヶ原幸朗「アイヌ教育史」(『教育学研究』第43号第4巻、1976年)299頁。小川正人「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立」(『北海道大学教育学部紀要』第55号、1991年)271頁。
- (11) 1872年7月開拓使より西部各郡宛「東京女学校生徒人撰ノ上札幌迄差出ノ件」(『明治五年 各局各郡回達 庶務掛』[北海道立文書館所蔵、簿書番号00414、文書番号100])。
- (12) 前掲加藤好男『石狩アイヌ史資料集』、110頁。
- (13) 前掲阿部正巳「北海道開拓使及び三県時代のアイヌ教育」(中)、21頁、高倉新一郎『アイヌ政策史』(日本評論社、1942年)443頁、前掲海保洋子『近代北方史－アイヌ民族と女性と－』、27頁。
- (14) 前掲海保洋子『近代北方史－アイヌ民族と女性と－』、27頁。
- (15) 前掲竹ヶ原幸朗「アイヌ教育史」、299頁。
- (16) たとえば前掲高倉新一郎『アイヌ政策史』、443頁。
- (17) たとえば前掲高倉新一郎「旧土人教育」、201～202頁。

I. アイヌ強制就学構想と東京への連行

1. 開拓使官吏のアイヌ認識

開拓使設置当初のアイヌ統治の方針は、それまで幕府統治下で行われていた「廻村賜物」(役人が巡回の際にアイヌに出迎の儀式をさせ、金品を与えること)、「オムシヤ」(幕府が一方的な慰労と日常的諸注意の読み聞かせを組み込んだ漁事終了後の支配儀礼⁽¹⁾)等の行事や、出生死亡時の手当、老病者の扶持などアイヌに対する特別な施策を漸次廃止することであった。開拓使は1870年9月、「廻村賜物」と「オムシヤ」を廃止することにした⁽²⁾。出生死亡時の手当や老病者の扶持は、開拓使設置当初は官費で賄うことにしていたが、1873年4月「賑恤規則」の制定によって、本州からの移民(以下、シャモと略記⁽³⁾)と同様の基準に基づいて行うことにし、アイヌへの特別な「撫育」を廃止した⁽⁴⁾。

ところが、実際には、札幌開拓使庁(後の札幌本庁)直轄の札幌郡においてさえ「オムシヤ」を廃止することはできなかった⁽⁵⁾。札幌開拓使庁開墾掛の業務日誌『細大日記』1871年11月16日の項に「ラムシヤニ付判官始大少主典出庁第十一字より御取行無滞相済一同江御酒肴被下候事」とあり、札幌開拓使庁がオムシヤを行ったことがわかる⁽⁶⁾。1872年12月になって、札幌開

拓使庁は管内の郡詰（郡出張所を改称）に、あらためて「土人共漸ク開化ニ赴候義ニ付ヲムシヤノ義向後廃止可致事」と通達している⁽⁷⁾。ここではアイヌを連行した1872年5月の時点では、札幌郡においてさえ「彼我之殊別」が明瞭なオムシヤを廃止できずにいたことを確認したい。

アイヌの伝統的儀礼であるイオマンテ（熊送り⁽⁸⁾）も、札幌や小樽の市街地付近で行われていた。1871年11月に札幌で、1872年11月小樽でイオマンテが行われている。『細大日記』1871年11月13日の項には「エコレキナ熊送為御見分判官衆御出張」という記事がある⁽⁹⁾。後に小樽郡教育所の教授になる鴎目貫一郎は1872年11月15日の日記に「此日土人熊送りノ由ニテ観者如織」と記述している⁽¹⁰⁾。「観者如織」とあるから、イオマンテは市街地のなかでシャモの見物の対象となっていた。

こうした状況下で、1871年10月8日、開拓使はアイヌの習俗を改変する方針として次の4カ条をアイヌに「告諭」している。

- 一 開墾致シ候モノヘハ居家農具等被下候ニ付是迄ノ如ク死亡ノ者有之候共居家ヲ自焼シ他ニ転住等ノ儀堅ク可相禁事
- 一 自今出生ノ女子入墨等堅ク可禁事
- 一 自今男子ハ耳環ヲ着シ候儀堅ク相禁シ女子ハ暫ク御用捨相成候事
- 一 言語ハ勿論文字之儀モ相学ヒ候様可心掛事⁽¹¹⁾。

ここには、アイヌを農業に従事させ、耳環、入れ墨といった外見に現れるアイヌの習俗を排除し、アイヌに日本語・日本文字を学習させようとする方針が示されている。

この「告諭」を受けて札幌開拓使庁では1871年10月14日に札幌・石狩・樺戸郡内の、10月27日には小樽・高島郡内のコタンの代表者を招集し、上記の方針を「説諭」している⁽¹²⁾。そしてコタンの代表者らに「一同承知奉畏候」旨の「被差上申候御請書」（以下「御請書」と略す）を提出させた。もっとも、「御請書」にはあらかじめ札幌開拓使庁の「説論文」が書いてあって、そこに署名・捺印させるものであった。既に小川正人が指摘するように、「御請書」の提出には「土人通辞」という役人が介在していたから、コタンの代表者たちが「承知」したかどうか疑わしいものである⁽¹³⁾。

ところで「御請書」の内容は「告諭」の内容と若干異なっている。アイヌ統治の実態を反映した形で「説諭」を行ったということなのだろう。以下、「布達」の4カ条の内容を適宜「御請書」で補いながら検討していくこととする。

一項目にある「居家ヲ自焼」というのは、アイヌの習俗である「家送り」を指しているのだろう。「家送り」とは、死者の魂が神の国（カムイモシリ）に行ったときに、家がなければ困るだろうからと、家屋を焼却することによって神の国に送る儀礼である。これを禁止するのは、死者が出るたびに下付した家屋を焼却しアイヌが転居したのでは、アイヌを掌握し管理することができないという判断があったからだろう⁽¹⁴⁾。

石狩・札幌両郡のアイヌが提出した「御請書」には農業の奨励と関わって、「畑地の儀は其居村にて開発可致事」の一文が加わっている。アイヌの伝統的な畑作は地力が低下すれば他所へ移るというものであった。「其居村にて開発可致」というのは、畑地を変えて行く伝統的なアイヌの農業スタイルを否定したことを意味する。地力の低下とともに畑地を移るのでは、アイヌを管理する上で不都合だという判断があったのではなかろうか。

二項目、三項目にある入れ墨（シヌエ）を施すことや耳輪（ニンカリ）の装着は、市街地内に

あって、アイヌの存在を特徴付けるものであったろう。開拓使は外見上からアイヌの習俗の「洗除」を行おうとした。ところでシヌエは一人前の女性の証しであり、アイヌ社会では、シヌエがなければ結婚や種々の儀式に参加することができなかった⁽¹⁵⁾。1878年に平取を訪れた英国人イザベラ・バードは「神々は怒るだろうし、入れ墨をしなければ女は結婚できないのだ……どうかこの点に関して日本政府との間を仲裁してもらえないか」という訴えを聞いている⁽¹⁶⁾。しかし開拓使官吏にとってアイヌの容姿は、黒田清隆が「醜風」と述べたように侮蔑・嫌悪の対象であった。

四項目はアイヌに日本語・日本文字を習得させる方針を示したものである。1869年コトニコタン（現、札幌市北区⁽¹⁷⁾）に説諭に赴いた開拓使権少主典・肥塚貴正は「今我輩語る処の情件を又市にあらざれば貫徹して外土人へも通貫せしむるものなし」とアイヌに話かけている⁽¹⁸⁾。「又市」とはコトニコタンの首長・琴似又一郎のことであり、シャモの言葉に熟達した者である。シャモの言葉に習熟したアイヌを介さなければ、アイヌに施策を伝達することさえできなかった。開拓使は通訳官として「土人通辞」をおいていたが、肥塚の回想によれば「土人ハ凡テ通弁ヲ厭フ」といい、通訳官を介することなくアイヌを統御することが重要な課題になっていた⁽¹⁹⁾。開拓使はアイヌ統治を円滑にすすめるために、アイヌに日本語の習得を求めた。

ところが、開拓使は以上のような「教化」を進めて行く見通しを殆ど持っていなかった。たとえば開拓使は農業に従事するアイヌには「居家」を下付するとのべているが、実際、1873年2月10日の札幌開拓使庁からの家屋下付の申請⁽²⁰⁾に対し西村、田中両少判官は「将来之類例ニ相成全道上ニ関係致候事柄ニて前途一般ニ御施行可相成目的無之間一方、御許容相成候テハ追々不都合之儀モ出来可申候」と述べて、却下している⁽²¹⁾。

1872年10月10日、札幌開拓使庁開墾掛は開拓次官らに宛てイオマンテとオムシヤの廃止を法令化するよう求めたが、その際次のように述べていることに注目したい。

土人共追々開化ニ相趣候ニ付従来之陋習ヲ洗除致度御座候得共一時ニ難相去勢モ御座候間先以テオムシヤ、熊祭之ニケ条自今廃止可仕度此段相伺申候也⁽²²⁾

官吏が、アイヌの習俗は簡単には排除できないという認識のもとに、アイヌの存在が際立つ「オムシヤ」と「熊祭」から廃止しようとしたことがわかる。

ところで、同じ10月、札幌開拓使庁開墾掛が札幌近辺の村落に「筆算指南所」を設置しようした際、その理由を次のように述べた。

教育之民ニ欠ク可カラサルハ勿論之義ニ御座候得共……当管下各村之移民既ニ二千有余其子弟タル者未タ其化ヲ蒙ラズ駸々乎トシテ土人之風習ニ染ミ候而已ナラス教ナケレハ礼節ヲ知らず且常ニ布達スルノ文字ヲ解セス自ラ上下ノ情貫徹セスシテ終ニ家産ヲ破リ流離シテ往々罪禍ニ陥リ候様可相成モ難計候⁽²³⁾

「筆算指南所」設置の理由のひとつとして、教育を受けていないシャモの子どもが「駸々乎トシテ土人之風習ニ染ミ候」と述べたことに注目したい。開拓使官吏は、シャモの子どもがアイヌの習俗に急速に染まっていくと認識している。開拓使官吏にとってアイヌの習俗は、シャモの生活に影響を及ぼす危惧すべきものだった。

東京へのアイヌの連行と教化は、こうした状況のなか、上述の「告諭」に示された「教化」の方針を具体化したものだと考える。開拓使学校掛に対する通達等を整理した『仮学校一件』という書類には、1871年10月8日の項に「土人へ告諭ノ事」とある⁽²⁴⁾。学校掛関係者は上述の「告諭」を意識していた。市街地からアイヌの習俗を一掃すること、幕府統治以来の為政者とアイヌとの

間での慣習を廃止し、同時にアイヌ統治をすすめるために必要なシャモの習俗を教授すること、これらを理由としてアイヌを東京へ連行し教化することを構想したのではないかと考える。

2. 北海道土人教育所と開拓使官園への強制就学構想

筆者が調べた限り、最初に東京へ連行する構想を見いだすことができるのは、1872年4月30日付けで、札幌開拓使庁主任岩村通俊が黒田清隆に宛た書簡である。この書簡には「幌別郡より御発の尊翰拜見、土人百人計農業現術修行為致、出京申付候様御下命の趣」とあり、黒田が岩村に命令したことがわかる⁽²⁵⁾。黒田清隆は3月20日に、北海道道路建築(室蘭―札幌間)を視察するため東京を出発し4月8日には札幌に到着している⁽²⁶⁾。幌別到着がいつであるかは不明であるが、アイヌを東京へ連行する構想は遅くとも3月下旬から4月上旬までには成立していた⁽²⁷⁾。

黒田清隆が岩村通俊にアイヌを連行するよう命令したとき、黒田は東京におけるアイヌ教育をどのように構想していたのだろうか。筆者は次の3点の検討を通して、黒田清隆の構想を明らかにする。第1に黒田が「百人計農業現術修行為致」と述べたことに注目する。『開拓使事業報告』第一編によれば、1872年現在、石狩国だけで546人のアイヌが居住している(567頁)。アイヌのうち100人を連行し教化することに、いかなるアイヌ政策上の意味と展望をもっていたろうか。第2に東京で何を教授しようとしていたのか、第3に北海道土人教育所や開拓使官園でのアイヌ教育の体制をどのように準備していたかを検討する。

①連行したアイヌの特徴

連行したアイヌは、その多くが場所請負体制以来、役人やシャモと接触が多かったもの、あるいはその親族である。とくに、場所請負体制下において「乙名」「小使」といった役職を持っていたものが多い([表1])。場所請負制の下で、松前藩はコタンの代表者として「乙名」、その下に「小使」を置いた。また「乙名」を引退した者等を「土産取」とした。彼等は「役土人」(本稿では、役アイヌと呼称する)と呼ばれ、松前藩にとってアイヌ統治の末端であった。役アイヌは、アイヌ社会の中で比較的に日本語・日本文化に通じたものたちであった⁽²⁸⁾。

余市郡には7つのコタンがあり、アイヌの戸数は83戸であった⁽²⁹⁾。このうち最も多くアイヌを連行されたのは川向のコタンであった。ここは他のコタンと異なり、上ヨイチ場所における役アイヌの家族が集中して居住するコタンであった。ここには上ヨイチ場所全体を取り締まる脇乙名家が2戸、小使家2戸、土産取家2戸がある。余市郡全体でも脇乙名3戸、小使家4戸、土産取家22戸であるから、川向のコタンは役アイヌを中心に形成されたコタンだといえる⁽³⁰⁾。川向のコタンの成員は場所請負制度のなかで、政治的・経済的に特別な地位にあった者たちであった。官吏は、こうした家庭からアイヌを連行した。

札幌郡出身の琴似又一郎は、既に述べたように、開拓使設置当初より石狩川河口付近のアイヌをまとめるにあたって重要な位置を占めていた。開拓使は1870年には皇居を見せるため琴似又一郎を東京へ連行している⁽³¹⁾。ハッサム(現、札幌市西区)の乙名・能登岩次郎は番人・能登圓吉の家で養育され、服装も和装であったという⁽³²⁾。佐部雷次の父親は石狩場所惣乙名の一人であった⁽³³⁾。乙名・夕張安次郎は幕末期、松浦武二郎が探検・調査を行ったとき、松浦の案内人を努めている⁽³⁴⁾。フシコ(現、札幌市東区)の乙名・古川伊吾は、札幌本府の造営に際し開拓使官吏らに地理案内をしている⁽³⁵⁾。

連行したアイヌは、役アイヌやその親戚であったというだけでなく、既にシャモとの接触が顕

〔表1〕 連行者一覧

郡 名	村 名	氏 名	アイヌ名	年齢	配 置	備 考
石 狩		石井八之助	ハチヤ	23	官園／教育所	乙名の子 エイハロの弟
		田山 次郎	タエアマ	32	官園	
		佐部 雷次		21	官園	
		麻穀四郎助	シロスケ	21	官園／教育所	
札 幌	ハッサム	能登岩次郎	イワオクテ	24	官園／教育所	小使 岩次郎の妻 乙名の子
	ハッサム	モン	ウテモンカ	17	官園	
	ハッサム	矢間徳三郎	ヤマトコ	23	官園	
	ハッサム	木杣 宇吉	クソマウシ	35	官園	
	コトニ	琴似又一郎	マタイチ	32	官園	乙名 乙名 古川伊吾家同居人 乙名の弟 六三郎の妻
	フシコ	古川 伊吾	イコリキナ	34	官園	
	フシコ	ウノ		13	官園	
	フシコ	半野六三郎	イソレウク	23	官園	
夕 張		夕張安次郎	アフンテクル	38	官園	乙名 小使の子
		下夕張鉄五郎	テッピーリア	34	官園	
小 樽	クツタルシ	天川喜三郎	キロン	24	教育所	惣小使の弟
	クツタルシ	中里八十五郎		23	教育所	
	クツタルシ	山岡 捨蔵	シノミ	23	教育所	
	クツタルシ	山本惣五郎	リイコハン	16	教育所	
	クツタルシ	永山 幾八	イクハ	26	教育所	惣乙名の妹
	クツタルシ	丸木 栄吉	イレнка	16	教育所	
	クツタルシ	丸木 はと		27	教育所	
	クツタルシ	穂垂 ふち	ブイサン	16	教育所	
高 島	クツタルシ	上村阿四郎	アシラン	15	教育所	乙名の弟 土産取同居人
	ランネナイ	高根 新太	シンタ	23	教育所	
	トカラソ	渡辺 すや	ランマシケ	19	教育所	
余 市	トカラソ	木田 たま	チホンコシキマ	20	教育所	脇乙名次男 土産取の孫 小使の子 脇乙名二女 脇乙人の子？ 榎本判官陪従 土産取の孫
	川向	萬次郎		20	教育所	
	川向	半蔵		20	教育所	
	川向	百太郎		20	教育所	
	川向	坂東 きち		20	教育所	
	川向	猪之助		20	教育所	
	川向	龍助		20	教育所	
	(1874年入学) -	宇生 文吉		20	教育所	
	山牛	猶吉		19	教育所	
	モイレ	関 こたま		19	教育所	

(凡例)

- ・官園／教育所…官園に居住し北海道土人教育所に通学することを示す。空欄は不明であることを示す。
- (出典)
- ・石狩、札幌、夕張郡のアイヌのシャモ式姓名およびアイヌ名は原則として「北海道土人男女二十七名、仮学校入寮・農学修行ノ為、上京ノ件」(『明治五年 開拓使公文録』〔北海道立文書館所蔵、簿書番号05733、文書番号46〕)に綴り込み文書を参考にした。ただし夕張郡の下夕張鉄五郎については『由仁町史』(由仁町、1973年)496～497頁はかを参照した。小樽、高島、余市郡については「留土人ノ内喜三郎以下12名、苗字取設ノ件」(『明治七年 開拓使公文録原文 本庁』〔北海道立文書館所蔵、簿書番号05785、文書番号4〕)。
- ・備考欄は石狩、札幌、夕張郡については、加藤好男『石狩アイヌ史資料集』(私家版、1991年)および松浦武四郎『イシカリ場所人別帳』(1856年)〔『新札幌市史』第六巻史料編一〔札幌市、1987年〕所収〕、小樽郡については『明治元年明治二年 小樽高島明細書』(北海道大学北方資料室所蔵)、高島郡については1870年1月小樽郡役所より兵部省御詔宛「高島郡土人家数人別書上」(小樽市博物館所蔵西川家文書、文書番号25)、余市郡については「安政六年 ヨイチ御場所蝦夷人名前書 控」(『余市町史』第一巻資料編一〔余市町、1985年〕所収)をそれぞれ参照して作成した。
- ・小樽郡の中里八十五郎については貝沢正「歴史をたずねて」(『先駆者の集い』第20号〔北海道ウタリ協会、1979年1月〕)8頁を参照した。
- ・宇生文吉については『明治六・七年 日記』(『北大百年史』農学校史料(1)(ぎょうせい、1982年))849頁および『明治十四年六月 履歴短冊 乙 開拓使』(北海道立文書館所蔵、簿書番号05099)。
- ・配置は前掲「北海道土人男女二十七名、仮学校入寮・農学修行ノ為、上京ノ件」、1872年11月10日仮学校より第三号公園宛「アイヌ生徒七名官園へ引渡の件」(『北大百年史』札幌農学校史料(一)(ぎょうせい、1982年)73頁)および1872年11月17日学校掛・会計掛より判官・幹事宛伺(『明治五年 壬申 伺留』〔北海道大学北方資料室所蔵、農学校簿書009、文書番号171〕)。「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省ノ件」(『明治七年 開拓使公文録原本 本庁』〔北海道立文書館所蔵、簿書番号05785、文書番号53〕)に綴り込み文書。

著な者が多い。役アイヌと親子関係にないものでも、シャモとの接触が多かった者の子弟を選抜している。たとえば石狩郡の麻穀四郎介の場合である。麻穀の兄は松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』に「孝子エイバロ」として取り上げられている。それによれば、彼はシャモの医師の家で手伝いとして住み込んだ経験をもっている。また彼の「孝行」ぶりが評価されて、幕府の役人から米や酒、タバコを貰っている⁽³⁶⁾。同じく石狩郡の石川八之助は、少年期に幕府の役人の家で「飯炊」として働いていたことがある⁽³⁷⁾。高島郡の木田タマの母親は国仙屋なるシャモの「娘分」であった。木田タマ自身も連行にあたって国仙屋の「娘分」になっている⁽³⁸⁾。こうしたアイヌを連行したのは、他のアイヌに比べシャモの言葉や言語に通じていたからであろう。

役アイヌやシャモの言葉・文化に通じたアイヌは、開拓使にとってアイヌ統治上の要であった。開拓使は1872年に「土人賑済ニ付規則」を布達するが、そこには「役土人職業従前の通相心得、平土人の取締可致事」とある⁽³⁹⁾。つまり開拓使は「役土人」に、アイヌ一般を「取締」することを期待していた。実際にアイヌ名を廃止させ、シャモ式の姓名を名乗らせるにあたっては、役アイヌを通して行っている⁽⁴⁰⁾。開拓使はシャモ式の姓名を名乗らせることに協力した役アイヌを「賞与」しているから、役アイヌへの政策上の期待は大きかった。開拓使が役アイヌの一族に注目してアイヌを選抜したのは、役アイヌを通じてコタンの教化をすすめようとしたからだと考える。また役アイヌでないものであっても、たとえば1872年に高島村を訪れた林頭三が木田タマについて「此土人他日卒業帰郷シテ同属ノ教師トモ為ルニ至ラハ実ニ錦ヲ著テ郷ニ帰ルト云ヘシ」⁽⁴¹⁾と感想を記している。開拓使は連行したアイヌにコタン教化の要となることを期待していた。

②教育内容の構想

先行研究の多くは、1872年4月、北海道「開拓」の従事者養成のために設置した開拓使仮学校の設置に伴って、そこへアイヌも入学させようとしたと解釈するのだが⁽⁴²⁾、これは誤りである。黒田清隆の岩村通俊への命令はあくまでも「農業現術修行」をさせることであり、ここに仮学校へ就学させる構想を見いだすことはできない。黒田清隆は当初、アイヌに農業を指導しようとしていた。実際、開拓使は1872年5月23日付けで東京府に宛て、「北海道石狩国札幌・小樽両郡土人、男二十人、女七人、農業為稽古……当使渋谷御用地内に寄留致し候」と通知している⁽⁴³⁾。アイヌを東京へ連行し教化する構想は、もともと「渋谷御用地」で農業指導することだった。

ところで、なぜ東京で農業指導を行おうとしたのだろうか。小川正人は、黒田が「内地人民ヲ移シ風采ヲ教シムル而已ニテハ自然遷善之功も速ニは行届不申所謂莊獄ノ間ニ置ハ易ク且速ナルニ若カズ」と述べたことに注目し、北海道よりも東京のほうが、アイヌの生活慣習の改変や日本語の習得をより容易に強行できるとの判断があったのだと述べる⁽⁴⁴⁾。筆者も同意する。しかし、なぜ東京だったのだろうか。この点の考察は、開拓使の政策基盤の実態や黒田清隆の構想内容を理解する上で重要である。

1872年4月、開拓使は「農業現術生」を募集していた。農業現術生制度は、当時はまだ法令上に位置付けられた制度ではなかったが、洋式農業技術者養成のため、東京の官園で牧畜・樹芸および西洋農具の使用法を指導しようとしたものであった。開拓使は「農業現術生」に、農業指導者となることを期待していた⁽⁴⁵⁾。1872年4月26日には、石狩郡に移住した伊達藩士の子弟6名(21～30歳)を「等外4等附属」に任命し、「東京出張」を命じている⁽⁴⁶⁾。筆者は、当時アイヌに農業指導をでき得る条件を備えていたのは、東京の開拓使官園だけだったと考える。農業現術生制

度の実施に伴って、そこにアイヌも連行させたということだったのではなかろうか。6名の農業現術生とアイヌが同じ5月中に東京に向かったことはこの点を示唆するものである⁽⁴⁷⁾。

③北海道土人教育所の準備

最初に連行したアイヌと仮学校との接点を見いだすことができるのは、仮学校の日誌『壬申日誌』の5月26日の記事で、そこには連行したアイヌのうち15名を仮学校内の「元辞書掛」に居住させたことが記されている⁽⁴⁸⁾。6月4日にはさらに3名のアイヌを「元辞書掛」に居住させている。開拓使が連行したアイヌを仮学校と「渋谷御用地」とに分けて教授する方針を明らかにするのは、翌6月23日に黒田清隆が政府に提出した上申書の「少壮ハ仮学校ニテ読書習字等修行為致其他渋谷御用地ニテ農業樹芸牧畜等修行申付置候」という文言である。たしかに「元辞書掛」に居住した15名は13～23歳で、官園に居住した者は23～38歳であったから、元辞書掛に居住した者は「少壮」であった（[表1]参照）。なぜ年少者に読書習字を中心にした教化をしようとしたのか、また誰の立案になるものかは不明である。いずれにしてもアイヌを東京に連行してから北海道土人教育所を計画したのである。

アイヌ女子の処遇についても、極めて杜撰な構想であった。開拓使東京出張所庶務掛は、1872年5月3日に小樽・高島のアイヌを出発させてから、5月10日に、東京府女学校にアイヌ女子を入学させたい旨依頼しているのである⁽⁴⁹⁾。しかも翌々日の5月12日には東京府より「急速之儀二者運兼可申」と断られている⁽⁵⁰⁾。アイヌ女子の教化をどのように進めるかという点について、殆ど何も構想していなかった。

仮学校内「元辞書掛」にアイヌを居住させてから、北海道土人教育所の機構整備がはじまった。まず6月10日、「土人護衛」の職を、6月15日には「土人取締」の職を設置している。これらはアイヌを管理する職である⁽⁵¹⁾。7月5日、さらに余市郡より8名のアイヌが到着した。すると7月10日になって学校掛は次官に宛て「北海道土人教育所追々人員相増手狭ニ而差支候」と述べて、施設の改良を要請するのである⁽⁵²⁾。結局、増上寺の末院である清光院（現、清光寺）を買い上げ、8月25日、「元辞書掛」に居住していた26名は清光院に移ることになる⁽⁵³⁾。

アイヌを東京に連行する構想は、何か具体的な計画があって、周到な準備の上に遂行されたものではない。アイヌを東京へ連行して農業指導を受けさせるという考えだけがあって、とにかく連行することが先行したのであった。そしてその時々、政策を遂行する上で障害となったことの解決を図るという極めて場当たりの施策であった。

3. 連行の実施

1872年4月23日、札幌開拓使庁主任・岩村通俊は小樽に出張し、小樽・高島両郡のアイヌを呼び付け、東京行きを「説諭」した⁽⁵⁴⁾。そして5月1日一旦札幌に連行し、これに石狩郡のアイヌ1名を加えて5月3日東京へ出発させた⁽⁵⁵⁾。札幌、石狩、夕張郡のアイヌへの「説諭」の日付や説諭者は不明であるが、5月11日に東京へ出発させた⁽⁵⁶⁾。余市郡では開拓使余市郡出張所に「説諭」を命じていたようで、5月中には連行予定者を決定していた⁽⁵⁷⁾。余市のアイヌは6月21日に札幌を出発しているが、これは余市から札幌へ連行する際の経費をめぐり、札幌開拓使庁庶務掛と余市郡出張所の間で折衝が続いたからであった。

(1) 連行したアイヌの出身地

連行したアイヌの出身地は、他郡に比べ、開拓使の政策が強く及んだ地域だと考えることができる。政府が開拓使を設置したのは1869年だが、実際に開拓使の支配が及んだのは開拓使出張所を設置した郡だった⁽⁵⁸⁾。1872年3月の時点で、開拓使出張所を設置していたのは、札幌開拓使庁管内では浜益、厚田、石狩、小樽、余市、古平、美国、古宇、積丹、岩内の各郡であった。忍路郡は余市郡出張所が⁽⁵⁹⁾、高島郡は小樽郡出張所が、札幌郡は札幌開拓使庁開墾掛が管理していた。連行したアイヌの出身郡は、夕張郡を除けばいずれの郡も札幌開拓使庁開墾掛と開拓使出張所の直接の管理下にあった。夕張郡には出張所はなかったが、札幌郡に隣接する郡である。余市郡は1871年4月に余市開墾場を開設し、戊申戦争で「朝敵」であった旧会津藩士169戸を入植させた地域であるから、比較的札幌開拓使庁の政策が強く及ぶ郡だった⁽⁶⁰⁾。

アイヌを連行した郡の多くでは、シャモの人口が多く、市街地の形成が進められていた。石狩郡では1870年4月までに「既ニ市街ノ体裁ヲナシ」ていたといい、小樽郡では1870年4月には8カ町4カ村を設置、札幌郡では開拓使本府造営と相俟って東北や北陸地方などから農民を募集し入植させていた⁽⁶¹⁾。これらのことは、アイヌにとってはその暮らしをシャモに包囲されたことを意味する。連行したコタンの戸数と、コタン付近のシャモの戸数は次の通りである。

[表2]

郡名	札幌			小樽	高島	余市			夕張	石狩
コタン	コトニ	ハッサム	フシコ	クッタルシ		川向	モイレ	山牛		
アイヌ戸数	3	5	3	16	7	14	9	12	4	11
近隣のシャモ戸数	28	22	28		25	169				

(凡例)

・空欄はデータを得ることができなかった所である。

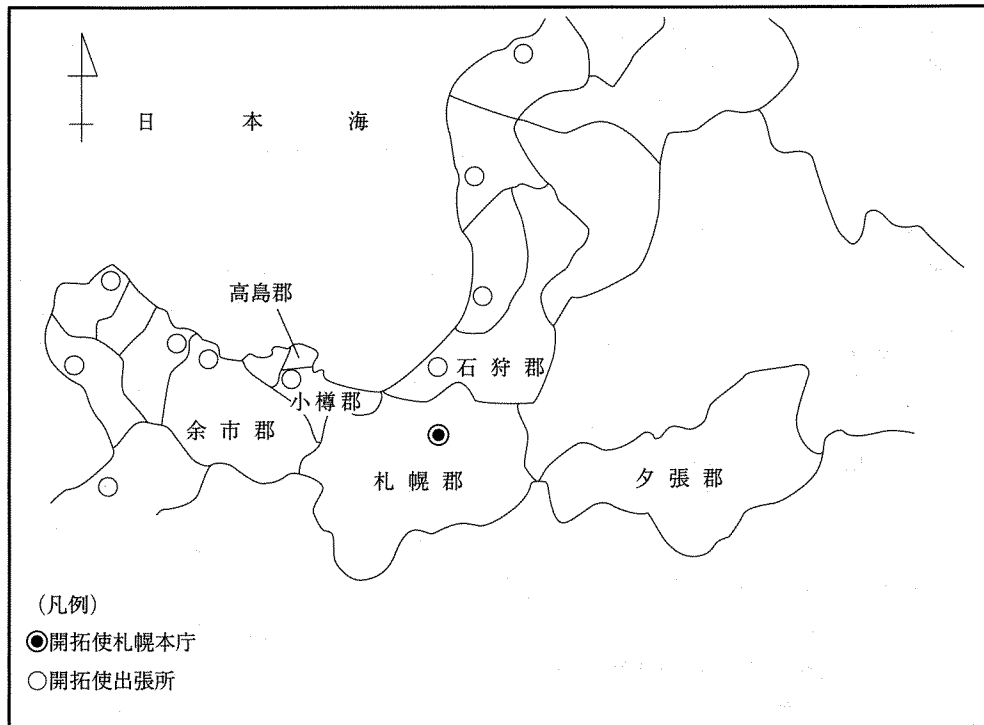
(出典)

- ・シャモの戸数は札幌市教育委員会編『新札幌市史』第一巻通史一（札幌市，1990年），林頭三『増訂北海紀行 北海誌料』（富山房，1902年），『余市農業発達史』（余市町教育研究所，1968年）を参照した。ハッサムの戸数は1874年，それ以外は1871年時の数字である。
- ・札幌郡のコタンの位置と戸数は加藤好男『石狩アイヌ史資料集』（私家版，1991年）112～122頁の考察を参照した。
- ・小樽と高島郡のアイヌ戸数は1872年1月小樽郡誌発文書（『明治六年 開拓使公文録原稿』〔北海道立文書館所蔵，簿書番号05766，文書番号10〕）。この文書は高島，小樽両郡のアイヌに家屋を下付するよう申請したものである。高島に7軒，小樽に16軒の家屋を申請していることから判断した。
- ・余市郡のアイヌ戸数は「安政六年 ヨイチ御場所蝦夷人名前書 控」（『余市町史』第一巻資料編一〔余市町，1985年〕）1562～1591頁。1859年から1871年まで余市郡全体のアイヌ戸数がほとんど変動していないので，1859年当時の人別帳の記事に拠った。
- ・石狩郡と夕張郡のアイヌ戸数は『開拓使事業報告』第一編（大蔵省，1885年）565，567頁に拠った。ただし加藤も指摘しているが，『開拓使事業報告』の数字は留保が必要である（前掲加藤『石狩アイヌ史資料集』，147頁）。

既に述べたが，このようにシャモに包囲された中であっても，アイヌは自らの生活スタイルで暮らしていた。開拓使はこのようなシャモに包囲された中で暮らすアイヌを連行した。

ところで，黒田清隆は当初，札幌開拓使庁管内全郡からアイヌを連行しようとしていた。しかしながら実際に連行したのは上記の6郡にすぎず，連行した人数も36人に留まった。つまり東京へ連行し得たのは，札幌市街を中心に西は余市，東は夕張，北は石狩郡に居住したアイヌまでだった（[図2]）。開拓使は札幌・小樽郡近隣の郡からしか連行できなかったのである。

[図2] 連行したアイヌの出身地



(出典)

「開拓使本支庁管轄図（明治五年末現在）」（『新北海道史』第三巻通説二〔北海道、1971年〕）
をもとに作成。

(2) 連行とコタンへの影響

東京への連行がコタンにどのような影響を与えたのかを考察する。まず連行の規模について述べる。[表3] にコタンの全戸数と、そのコタンにおいて家族を連行された戸数とを示した。この表より余市郡のモイレと山牛を除けば、コタン全戸数のうち半数近くの家からアイヌを連行したことがわかる。

連行したアイヌの年齢は13歳～38歳で、とくに19歳以上のものが28人にのぼる。彼等はコタン

[表3]

郡 名	札 幌			小樽	高島	余 市			夕張	石狩
コタン	コトニ	ハッサム	フシコ	クッタルシ		モイレ	川向	山牛		
戸 数	3	5	3	16	7	9	14	12	4	11
連行された戸数	1	3	2	8	3	1	6	1	2	4

(凡例)

・空欄はデータを得ることができなかった所である。

(出典)

・[表1] および [表2] を参考にして作成した。

の主要な労働力であり、いずれも主要な家計維持者であったにちがいない。フシコやハッサムの場合、夫婦や同居人ともども連行している。

岩村通俊は後年「夷等皆不欲離土遠行。余且諭且説。始得充員。」と回想している⁽⁶²⁾。加藤好男が指摘するようにアイヌは東京行きを拒んだ。岩村が黒田へ宛てた書簡には「一体土人共上京の念を起す一説得」とあり、「説得」に苦心した様子を窺うことができる⁽⁶³⁾。岩村がどのように「説得」したのかはわからない。しかしながら、きわめて強行に「説諭」・「連行」がおこなわれたであろう。

また岩村は1872年6月、高畑利宜に上川探検を命じる⁽⁶⁴⁾。9月、高畑は上川郡から15名のアイヌを連行し、「寺子屋然タル学校ニ寄宿」させている⁽⁶⁵⁾。このとき親戚縁者が札幌に来て連行されたアイヌを夜半に密かに連れ帰ったという⁽⁶⁶⁾。小川正人は近世の場所請負制下の漁場へ、年少者までも強制的に徴用された記憶がそこに重なっているのではないかと提起している⁽⁶⁷⁾。東京へアイヌを連行することは、アイヌにとっては日常生活の上でも、また歴史的な記憶の上からも不安と苦痛を強いることだった。開拓使はアイヌの不安や苦痛、抵抗の上に、コタンの日常生活の破壊を伴わせつつ強行にアイヌを連行した。

註

- (1) 稲垣玲子の定義。稲垣令子「アイヌ民族に対する儀礼支配—『ウイマム』・『オムシャ』について—」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』〔三省堂、1988年〕) 316頁を参照。
- (2) 『開拓使事業報告』第五編(大蔵省、1885年) 141頁。
- (3) アイヌは本州以南からの移民とその子孫をアイヌ(=人)に對置する意味でシャモ(アイヌ語で「本
当の隣人」を意味するシサムが訛化したもの)と呼ぶ。本稿では本州以南出身者で日本語を母語とす
る者を「シャモ」と呼称する。シャモの語は本州からの移民に対する蔑称とも言われるが、佐々木利
和によれば「シャモ」の語は『新羅之記録』(1643年)などの古文獻にも頻出することが知られており、
歴史用語であるという(佐々木利和『アイヌの工芸』〔至文堂、1995年〕17頁に示唆を受けた)。「アイ
ヌ」「シャモ」の語は、アイヌと本州からの移民の關係を示す歴史用語として適切だと考え、本稿で
はこれらを使用することにした。
- (4) 高倉新一郎『アイヌ政策史』(日本評論社、1942年) 421頁、菊地勇夫『アイヌ民族と日本—東アジア
のなかの蝦夷地—』(朝日新聞社、1994年) 267頁を参照。
- (5) 前掲高倉新一郎『アイヌ政策史』, 421頁、前掲稲垣玲子「アイヌ民族に対する儀礼支配—『ウイマム』・
『オムシャ』について—」, 319頁など多くの先行研究は札幌開拓使庁におけるオムシャの廃止は1870
年だと述べているが、誤りである。
- (6) 『細大日記』(『新札幌市史』第六卷史料編一〔札幌市、1987年〕所収) 909頁。
- (7) 1872年12月本庁達「収税ノ節人民ヘ酒ヲ与ヘ土人ヲムシャ廃止等ノ義」(『明治五年明治六年 布令録』
〔開拓使、1883年〕) 59頁。
- (8) イオマンテとはアイヌ・モシリ(人間の世界)へ遊びに来たヒグマなどの魂(=神)をカムイ・モシ
リ(神の国)へ送り返す儀礼のことで、クマが対象となることが多いため「クマ送り」「熊祭り」と
称されることが多い(佐々木利和「イオマンテ考—シャモによるアイヌ文化理解の考察—」〔『歴史学
研究』NO. 613, 1990年11月〕113頁を参照)。
- (9) 前掲『細大日記』, 908頁。
- (10) 鷗目貫一郎『明治五壬申自七月朔日至十二月廿八日 填海日記』(当別町立当別伊達記念館所蔵)。

- (11) 1871年10月8日管内達「旧土人ノ開墾スル者ヘハ居家屋農具ヲ給シ墨耳環禁止ノ義」(『明治二年明治三年明治四年 開拓使布令録』[開拓使, 1882年]) 203頁。
- (12) 岩村通俊『公務摘要日誌』(北海道立文書館所蔵[電子複写本])。
- (13) この点は既に小川正人が『『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立』(『北海道大学教育学部紀要』第55号, 1991年) 271頁で指摘している。
- (14) 中川裕『アイヌ語をフィールドワークする』(大修館書店, 1995年) 105~109頁, 北海道教育庁社会教育部文化課編『平成2年度 アイヌ無形民俗文化財記録刊行シリーズ アイヌのくらしと言葉2』(北海道教育委員会, 1991年) 170頁を参照。
- (15) アイヌ民族博物館監修『アイヌ文化の基礎知識』(草風館, 1993年) 190~191頁。
- (16) イザベラ・バード著, 高梨健吉訳『日本奥地紀行』(平凡社, 1973年) 296頁。
- (17) コトニはもとは現在の知事公館(札幌北1条西16丁目)から北海道大学付近にかけての地名であった(山田秀三『北海道の地名』[北海道新聞社, 1984年] 18~20頁を参照)。コトニコタンは清華亭(北7条西7丁目)のやや東方の地点にあった(加藤好男『石狩アイヌ史資料集』[私家版, 1991年] 115頁参照)。
- (18) 肥塚貴正「上川見聞奇談」(高倉新一郎編『犀川会資料 全』[北海道出版企画センター, 1982年]) 90頁。
- (19) 前掲肥塚貴正「上川見聞奇談」, 89~90頁。
- (20) 開拓次官黒田清隆が開拓使東京出張所にいたので, 札幌開拓使庁は施策を決定する際, 東京出張所に伺を立てなければならなかった。西村や田中は東京出張所に勤務し, 札幌開拓使庁に命令を出す立場にあったものである。
- (21) この申請はもともと小樽・高島両郡のアイヌに家屋を下付するため, 1872年1月, 小樽郡出張所から札幌開拓使庁に行われたものである。札幌開拓使庁は小樽郡出張所からの再三の要請を受けて, 1873年2月10日に西村らに申請した。「工藤勇吉・鈴木柳平賑恤並ニ小樽・高島両郡土人へ家作取建ノ件」(『明治六年分 開拓使公文録原稿』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号05766, 文書番号3, 7, 10])。
- (22) 「土人ノ陋習洗除ノ為, オムシャ・熊祭, 廃止ノ件」(『明治五年 開拓使公文録原稿』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号05736, 文書番号43])。
- (23) 1872年10月開墾掛より次官外宛「札幌本府最寄ノ三ヶ村ニ筆算指南所ノ開設ノ件」(『明治五年 開拓使公文録』 簿書番号05733, 文書番号29)。
- (24) 『抜萃集録』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 札幌農学校簿書006) 所収。
- (25) 阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五明治以降[河野本道選『アイヌ史資料集』第二期・第六卷, 北海道出版企画センター, 1985年] 31頁)。原資料は『明治五年 開拓使公文録原稿 学制・兵制』(北海道立文書館所蔵, 簿書番号05733) の文書番号46に綴り込まれている。
- (26) 大塚孝明・大島明子・広瀬順昭監修『黒田清隆関係文書<鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵>』(北泉社, 1993年) 196頁。北海道道路については『開拓使事業報告』第二編(大蔵省, 1885年) 508頁。
- (27) 幌別は当時, アイヌ人口が非常に多く, シヤモの人口を圧倒していた所である。1878年に幌別を訪れたバードは「四十七戸のアイヌ人に対して日本人はただの十八戸である。海岸のアイヌ人はほとんどみな漁業に従事しているが, この季節には男たちは森林で鹿を狩る」と記録している(前掲イザベラ・バード著, 高梨健吉訳『日本奥地紀行』, 254頁)。黒田は幌別のアイヌの様子を見て, 東京連行を構想したのかもしれない。

あるいはアメリカ合衆国への渡航や開拓使顧問・ケブロン (Capron, H) らとの交流のなかでアメ

- リカ先住民政策を知り、北海道道路建築の視察に出発するときには既に着想を得ていた可能性もある。とくにケブロンは1852年3月にフィルモア大統領からテキサス・インディアン特別代理人に任命されており、アメリカ先住民政策の指揮をとった経験がある(ホーレス・ケブロン, 西島照男訳『ホーレス・ケブロン自伝』〔北海道出版企画センター, 1989年〕172, 90~130頁を参照)。しかしいずれも、筆者が調べた限りこれらの仮説を確認するに足る資料はなく不明である。『ホーレス・ケブロン自伝』, ホーレス・ケブロン, 西島照男訳『ケブロン日誌ー蝦夷と江戸ー』(北海道新聞社, 1985年), 『ホラシケブロン報文』, 『教師報文録』(北海道立文書館所蔵)を閲覧したが、わからない。
- (28) アイヌの世界ではコタンの長をコタンコロクルと言い、絶対的な権力をもっていたと言われる。乙名あるいは惣乙名とコタンコロクルが同一人物であるかどうかは不明である。したがって役アイヌがコタンのなかで有していた影響力、権力については留保する必要がある(前掲アイヌ民族博物館監修『アイヌ文化の基礎知識』, 181~184頁を参照)。
- (29) 林頭三『増訂北海紀行 北海誌料』(富山房, 1902年) 631頁。コタンの数は「安政六年 ヨイチ御場所蝦夷人名前書 控」(『余市町史』第一巻資料編一〔余市町, 1985年〕) 1562~1591頁を参照。
- (30) 前掲「安政六年 ヨイチ御場所蝦夷人名前書 控」, 1562~1591頁。
- (31) 前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五明治以降, 26頁)。
- (32) 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第一巻通史一(札幌市, 1990年) 873頁。
- (33) 『石狩町誌』(石狩町, 1972年) 339頁および前掲加藤好男『石狩アイヌ史資料集』, 111頁。
- (34) 松浦武四郎『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』下(北海道出版企画センター, 1982年) 505頁。
- (35) 前掲肥塚貴正「上川見聞奇談」, 83頁。
- (36) 松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』(吉田武三編『松浦武四郎奇行集』下〔富山房, 1977年〕) 188~190頁。
- (37) 松浦武四郎「イシカリ場所人別帳」(1856年)(『新札幌市史』第六巻史料編一〔札幌市, 1987年〕所収) 301頁および332頁。
- (38) 前掲林頭三『増訂北海紀行 北海誌料』, 614頁。
- (39) 前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五明治以降, 43頁)。
- (40) 「長万部村役土人野板八助戸棧六平賞与方ノ件」(『従来明治五年至同六年 長万部往復留』, 北海道立文書館所蔵, 簿書番号00760, 文書番号17)。
- (41) 前掲林頭三『増訂北海紀行 北海誌料』, 614頁。
- (42) 高倉新一郎「旧土人教育」(『北海道教育史』全道編第三巻〔北海道教育委員会, 1963〕) 198頁。海保洋子『近代北方史ーアイヌ民族と女性とー』(三一書房, 1992年) 26頁。
- (43) 1872年5月23日開拓使より東京府宛「札幌・小樽より土人二十七人上京の件」(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五明治以降, 40頁)。
- (44) 前掲小川正人「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立」, 271頁。
- (45) 『新北海道史』第三巻通説二(北海道, 1971年) 453頁。1872年4月の時点では「農業現術生」という用語は使われていないが、ここでは農業指導者を養成するために北海道から東京へ送られた生徒を「農業現術生」と呼称する。
- (46) 1872年4月26日札幌庶務掛より東京庶務掛宛「農業生育修行ノ為東京出張ノ件」(『明治五年 東京往復』〔簿書番号00402, 文書番号13, 北海道立文書館所蔵〕)。アイヌは官吏には採用されていない。
- (47) 1872年5月2日札幌庶務掛より東京庶務掛宛文書(『明治五年 東京往復』〔北海道立文書館所蔵, 簿書番号00402, 文書番号37〕)。

- (48) 『壬申日誌』(『北大百年史』札幌農学校史料(一)〔ぎょうせい, 1982年〕) 808頁。
- (49) 1872年5月10日記事(前掲『壬申日誌』, 805頁)。「元辞書掛」については一切不明である。
- (50) 1872年5月12日東京府より開拓使仮学校宛「東京府女学校にアイヌ女子入校に付回答」(前掲『北大百年史』札幌農学校史料(1), 36頁)。
- (51) 前掲『壬申日誌』, 809~810頁。
- (52) 1872年7月10日学校掛より次官ほか宛「土人教育所 伺」(『明治五年壬申 伺留』〔北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書009, 文書番号65, 66〕)。
- (53) 前掲『明治五年壬申 伺留』(文書番号66, 77, 78, 88)。
- (54) 1872年4月30日岩村通俊より黒田清隆宛書簡(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五)明治以降, 31頁)。原資料は『明治五年 開拓使公文録原稿 学制・兵制』(北海道立文書館所蔵, 簿書番号05733, 文書番号46)。
- (55) 1872年5月3日札幌庶務掛より東京同掛宛文書(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五)明治以降, 38頁)。
- (56) 1872年5月11日札幌庶務掛より東京同掛宛文書(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五)明治以降, 36頁)。
- (57) 1872年5月14日余市郡詰より庶務掛宛「東京差立ノ余市郡土人へ手当等渡方ノ件ニ付申進」(『明治五年從正月到十二月 余市古平積丹古宇岩内石炭山 往復』〔北海道立文書館所蔵, 簿書番号00418, 文書番号10〕)。
- (58) 郡内の漁場はそれまで「請負人」と呼ばれる商人が土地・人民を支配していた。開拓使出張所を設置した郡では、開拓使が直接漁場の経営(官捌制)にあたり、請負人がそれまでもっていた特権を剝奪した。一方、開拓使出張所が設置されていない郡の多くには、1871年12月より1872年2月までに旧請負人を「漁場持」に任命し、従来通りの漁場支配を許可した。もっとも漁場持は高率の納税を義務づけられ、開発の進行途次、随時廃止される性格のものであった。しかし漁場持が設定された郡での行政は、彼等が担っていた(田端宏「明治初期の漁業制度について—漁場持制の考察—」〔『新しい道史』第8巻第5号, 1970年〕を参照)。
- (59) 1870年第33布達(無号)(前掲『明治二年明治三年明治四年 開拓使布令録』) 107頁。
- (60) 『余市農業発達史』(余市町教育委員会, 1968年)を参照。
- (61) 石狩町役場編集『石狩町沿革史』(1909年, 河野常吉筆者本の複写, 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵), 『小樽市史』第一巻(小樽市, 1958年) 304頁, 前掲『新札幌市史』第二巻通史二(札幌市, 1991年)を参照。
- (62) 岩村通俊『貫堂存稿』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)。前掲加藤好男『石狩アイヌ史資料集』, 110頁。
- (63) 1872年4月30日岩村通俊より黒田清隆宛書簡(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(五)明治以降, 31頁)。
- (64) 「高畑利宜文書」(『新旭川市史』第六巻・史料一〔旭川市, 1993年〕) 637頁。
- (65) 前掲「高畑利宜文書」, 949頁。
- (66) 前掲「高畑利宜文書」, 949頁。前掲高倉新一郎『アイヌ政策史』, 444頁。
- (67) 小川正人『近代アイヌ教育政策史研究—「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」・アイヌ学校—』(1994年度北海道大学教育学部博士論文, 1995年, 未公開) 27頁。

Ⅱ. 北海道土人教育所と開拓使官園におけるアイヌ教育課程

1. 北海道土人教育所の生徒管理機構

(1) 生徒の住居と教育施設

1872年5月、開拓使は連行したアイヌ全員を開拓使第三官園に居住させた⁽¹⁾。開拓使は西洋農業技術の導入と普及を図るため、東京府青山（現、東京都港区）に開拓使第一官園と開拓使第二官園を、東京府麻布笄町から下渋谷村にかけての地域に開拓使第三官園（第三官園と略記）を設置していた⁽²⁾。

開拓使は1872年5月26日、第三官園に居住したアイヌのうち「少壮」の15名を、6月3日さらに2名を仮学校内の「元辞書掛」に転居させた。ここが北海道土人教育所の最初の施設である。1872年7月に余市から連行したアイヌ8名が北海道土人教育所に入学すると、開拓使は翌8月、増上寺清光院を買い上げ、同25日に、ここに北海道土人教育所のアイヌを転居させた⁽³⁾。

さらに10月11日、清光院のアイヌのうち7名、翌12日さらに1名を第三官園に転居させた⁽⁴⁾。この8名のうち「少壮」の3名は第三官園から通学させた⁽⁵⁾。残った5名は第三官園で養蚕の訓練を受けることとなる⁽⁶⁾。また第三官園に居住するアイヌのうち2名を新たに北海道土人教育所に入学させている。1872年11月17日、東京出張所学校掛は同会計掛に対して第三官園に移動となった8名分を差し引き、かつ入学することになった2名分を加えて11月分の賄料を請求している⁽⁷⁾。このことから、この2名は第三官園から通学したのではなく、清光院に転居したものと考える。

(2) 校務分掌と生徒管理機構

開拓使仮学校は東京出張所学校掛の、開拓使官園は同農業掛の管轄である。したがって附属施設である北海道土人教育所の運営は学校掛に属し、官園での農業指導は農業掛が運営した。筆者が調べた限り官園におけるアイヌ管理の機構を示す史料はない。そこでここでは、北海道土人教育所の校務分掌と生徒管理機構について述べていくことにする。北海道土人教育所の機構については、仮学校の「学校官員章程」によって知ることができる⁽⁸⁾。「学校官員章程」は「学校附属分課三局」のひとつとして「北海道土人教育所」を掲げている。また1873年4月現在の「仮学校官員録」によって、北海道土人教育所の担当官の役職や氏名、等級を知ることができる⁽⁹⁾。

「仮学校官員録」によると「土人取締」の職がある。「学校官員章程」によると、北海道土人教育所の「取締方」の項に「給与ノ衣服諸品ハ学校事務課ヨリ受之土人ニ指令スル如キモ学校事務ヨリ達之」とある。衣服や賄料の申請、事務掛との文書の往復は土人取締が行っているから、土人取締は北海道土人教育所の事務、とくに清光院での生活に関する事務の担当者であった。「学校官員章程」にはまた、土人取締の職務を「平生ノ取締向ハ勿論土人遊歩ノ節之ヲ監護シテ其雜選ヲ督責シ及ヒ雜事一切之ヲ掌ル」と規定している。土人取締は生徒の日常生活を「取締」、「遊歩」の際も「監護」「督責」することを服務としていた。土人取締は宿直することもあったから、アイヌの日常生活を四六時中、監視したのであった。

ところでこの「土人取締」は、北海道における「土人取締」とは異なる。北海道における「土人取締」は1872年5月6日、岩村通俊が「土人通辞ノ名称ヲ廃止シ更ニ土人取締ト申付」として設定したもので、開拓使は7月9日にこの旨の布達を出した。ここにあるように、北海道における「土人取締」とはかつての「土人通辞」であって、アイヌとの接点をもつ末端の役人であった。

彼等にはアイヌ語の素養があった。ところが東京における「土人取締」は、「土人通辞」の名称を変更して採用したのではなかった。アイヌを連行する際に北海道の「土人取締」を同伴しているが、5月中に罷免している⁽¹⁰⁾。そして東京における「土人取締」職を5月中に新たに設定し、役人の任命を行っている。しかも担当官には開拓使東京出張所の官吏を充てており、その履歴を考えてもアイヌ語の素養があるように思えない⁽¹¹⁾。

「仮学校官員録」には「土人教育掛」という職がある⁽¹²⁾。「学校官員章程」にはこれに類する記事はない。「土人教育掛」は北海道土人教育所の事務職であろう。「仮学校官員録」によると土人教育掛は12等出仕入沢義温である。入沢は元来仮学校の「漢学教官兼務習字教官」であった⁽¹³⁾。また1874年1月4日「土人教授方格別勉勵」により「慰勞金」を受けている⁽¹⁴⁾。これらのことから、入沢義温が北海道土人教育所で教授にあたっていたと考える。

「学校官員章程」によると、教官の定員は2名である。「仮学校官員録」には「土人教育掛」のほかに「土人教育」の職がある。「土人教育」の職は御雇水野小紅で、アイヌ女子の担任であった⁽¹⁵⁾。教官の職務は「学校官員章程」によれば「内地ノ事情ヲ論サンカ為メ行往坐臥ヲ始メ漸々国字等習ハシムルヲ掌ル」とある。「行往坐臥」、つまりシャモの生活マナーを教えた。教官もまたアイヌの一挙手一投足を監視し矯正する存在であったに違いない。教員もまたその履歴から、アイヌ語の素養をもっていたとは考えられず⁽¹⁶⁾、授業はすべて日本語で行われた。

「学校官員章程」には「但当分ノ内学校漢学教官ヲ以テ充之」とあり、教官は仮学校教官と兼任であった。入沢が兼任教官であったかどうか不明であるが、入沢義温の後任、安田貞則（1873年10月23日着任）は「土人教授掛兼務」（＝土人教育掛兼務と同義と考える）であった⁽¹⁷⁾。アイヌ女子の担任であった水野小紅は1873年2月18日「土人教育御雇」に任命されており、しばらくは専任教官だったようである。しかし同年8月17日「女生徒教授兼務」になっており、水野小紅も兼任の教官であった⁽¹⁸⁾。

授業は男女別学であった。カリキュラムや教科書などの支給の仕方、成績や出席の管理機構が男子と女子とで異なっている。たとえば水野は「北海道土人教授用」の教科書を要求する際、女学校課（もとの女学校掛）に伺を出している⁽¹⁹⁾。女学校の『日誌』には、たとえばアイヌ女子3名に学校を休ませる際「右之者休業申付候」とあり、女学校がアイヌ女子の出席を管理していたことがわかる⁽²⁰⁾。また同『日誌』には「女土人課業科目之趣取調尚差出候事」とあるから、女子の成績も女学校が管理していた⁽²¹⁾。一方アイヌ男子の成績は、仮学校教務掛が管理していた⁽²²⁾。北海道土人教育所の教室は『開拓使事業報告』第四編の「東京仮学校」の項に「清光院ニ居住セシメ小壮ハ仮学校ニ通学」とあることから⁽²³⁾、仮学校内に設置されていた。

北海道土人教育所には所長にあたる職務はない。北海道土人教育所から提出する書類には、たいてい土人取締の署名・捺印があるので、土人取締が事実上の所長だったろうか。教員は男子は仮学校の漢学教官、女子は女学校の教官が兼任で担当した。北海道土人教育所には、独立した校舎はなく、仮学校内に教室を設置していた。清光院は寄宿舎であった。北海道土人教育所という確固とした組織（校舎・教室・専任教官・所長）があったわけではなかったのである。

2. 北海道土人教育所と開拓使官園の教育内容

(1) 北海道土人教育所の教育内容

「明治六年七月試験表」によれば、アイヌ男子に教授した学科目は漢学（読・書）と算術である⁽²⁴⁾。教科書には文部省編『史略』（1872年）、箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』、福澤諭吉『啓蒙手

習之文』（慶応義塾出版、1871年）、正木征太郎『郡名産物日本地理往来』（1872年）、文部省編『単語篇』（1872年）であった。『泰西勸善訓蒙』は成績上位者5名が学習している。『史略』と『単語編』は仮学校の漢学「下級」生徒と同様であるが、他の教科書は北海道土人教育所においてのみ使用された。算術は「和算」であり、仮学校生徒らが学習した「数学」ではない。ここにも北海道土人教育所の特色を見いだすことができる⁽²⁵⁾。アイヌ女子に使用した教科書は、1874年6月調べの成績表によれば『郡別産物日本地理往来』、『啓蒙手習之文』であった⁽²⁶⁾。アイヌ女子は「裁縫」の教授を受け、和裁・洋裁を学習している。アイヌ女子への教育内容は読・書・裁縫であった。

『史略』はアイヌ男子全員が学習した教科書である。この教科書は日本、中国、西洋の歴史を簡略にまとめたもので、文部省が「歴史の初歩を学習させるために編集し」、「初期の小学校における歴史教科書として最も普及したもの」であった⁽²⁷⁾。普通この教科書は「歴史教科書」として用いられるものであるが、北海道土人教育所では「素読」の教科書として使用した点に特色がある。内容はたとえば日本の部分では天皇家の事績を略記したものとなっている。この教科書は「暗唱」させることを目的に編まれており⁽²⁸⁾、アイヌにも暗唱・独唱を求めた⁽²⁹⁾。

『史略』は素読・暗唱によって天皇家の存在を教え込むものであった。「天御中主神」の項には、「天御中主神」は「万物を主宰す」とある。また「天照大御神」の項では「此御子孫皇国を治めすなり」とある⁽³⁰⁾。『史略』の教授は、暗唱・独唱を通して、天皇は万物の神の子孫であり、国を統治する存在なのだということを教えるものだった。こうしたことは、皇后が官園を訪問した際に「奉迎」「送迎」に参列させたり⁽³¹⁾、皇居が火事になった際に「献金」させる⁽³²⁾等を通して一層強調されたであろう。

日本語文字学習の入門書として『啓蒙手習之文』を使用した。『啓蒙手習之文』は福澤諭吉が「五、六歳の童子、其字を習ふの傍に文の義を解し、諸学入門の道を易くする」ために著した書である⁽³³⁾。『啓蒙手習之文』の上巻では日本人の「数」概念、「時間」概念（干支）、五畿八道内の国名といった「地理」概念を教授することになっている。読の教科書には、他に『郡名産物日本地理往来』がある⁽³⁴⁾。日本の地理・文化を教えるものとしてこの教科書を使用した。文部省編『単語篇』は習字の教科書であった。これは「綴字の次に教授される教科書として編纂」されたもので、「類集してある単語は日本の日常生活に関するもの」であった⁽³⁵⁾。『単語篇』一編では『啓蒙手習之文』が取り上げた概念のほかに、「形」「色」「度」「量」「田尺」「天文」「地理」「居処」「人倫」「身体」「衣服」「布帛」「飲食」「器材」「金石」「穀菜」「果類」「草木」「鳥獸」「魚蟲介」（以上、掲載順）に関する単語を取り上げている。

単語の学習の次に「手紙之文」の習い書きをさせている。北海道土人教育所は成績優秀者を「通用書簡」と評しているから、書簡の文に習熟させようとしたことがわかる⁽³⁶⁾。また実際に、故郷に手紙を書かせている。1873年に高島のコタンを訪ねた林頼三によれば、アイヌからの手紙には「官費生徒ノ有り難キヲ喜悅シ日夜勉強致シ居ル旨」を「来書毎ニ告越」であるという⁽³⁷⁾。後述するが、栄養状態も不十分な日常生活のなかでアイヌが「喜悅」していたとは思えない。土人取締あるいは教官等が手紙を検閲・指導したのだろう。また開拓使は習字の清書をそれぞれの故郷に送付した⁽³⁸⁾。

教授方法は音読、書き取り、暗記による訓練であった。音読の評価の観点は「習読」、「独誦」となっている⁽³⁹⁾。「習読」「独誦」といった「読」の指導は、アイヌにとっては発音の矯正でもあった。女子の成績表をみると『郡別物産日本地理往来』の学習評価の観点として「聞出」「暗誦」

が挙がっている。習字では『単語篇』をどれだけ暗記し記述することができるかという観点から評価をしていた⁽⁴⁰⁾。

こうした読・書の授業に対するアイヌの成績を、高倉新一郎は「香しくなかった」と述べる⁽⁴¹⁾。「香しくなかった」ということは、アイヌが日本語文字・日本文化を習得することが如何に困難であったかを示している。例えば『単語篇』は男子16名中「田尺」まで進んだ者が5名、ここに到達していないものが2名いる。もっとも進んだものでも「地理」までであった⁽⁴²⁾。

算術の「和算」とは算盤の学習のことである。1874年6月の成績調査によれば、このときまでに「八算見一」を習得している。「八算」は、算盤の掛け算、割り算でかける数・わる数が一桁の計算を言う。またかける数・割る数が二桁以上の計算を「見一」という。成績上等のものは「開平」「図物」を学んでいる⁽⁴³⁾。ところで乙竹岩蔵によると近世の寺子屋における算術の「学習程度」は、「八算」まで進むものが45.23%、「見一」までが21.99%、「開平法」まで進むものは7.25%であるという⁽⁴⁴⁾。アイヌは「寺子屋」程度の内容を学習していた。

裁縫では、和裁と洋裁を教授している。和裁では単物、襦袢、綿入、洋裁ではシャツの仕立てを教授し、ミシンの使用法を指導している。評価の観点は一日にどれだけ仕立てることができるかというものであった⁽⁴⁵⁾。和裁・洋裁を教授したことは、アイヌに和装・洋装をさせたことに対応してのことである。

以上のような学科の授業のほかに、アイヌを東京府内の見物に連れ出して「府下ノ開化ヲ見セシメン」というようなこともしている⁽⁴⁶⁾。「開化」を見せることで、シャモがいかに「優れて」いるか、同時にアイヌはいかに「遅れて」いるかを実感させアイヌに「開化」を強く求めようとしたのではなかろうか。

(2) 開拓使官園の指導内容

アイヌに指導した農業の内容は、1874年6月の成績調によれば、煙草製造・カルベート（農耕具）の使用法・牛馬取扱・養蚕・製糸であった⁽⁴⁷⁾。『開拓使第一期報告書 自明治八年七月至九年六月』によれば、「第一第二官園ニ植物ヲ移シ第三号官園ニ動物ヲ置キ牧畜培養両教師ヲシテ各之ヲ管理セシム又農業現術生徒牧畜培養人ヲ募リ演習セシム」とあるので⁽⁴⁸⁾、第三官園の事業は養蚕・牧畜（牛、馬、豚、羊）であった。養蚕の部門では機織りも行っている⁽⁴⁹⁾。開拓使顧問ケプロンの滞日中の日記には「今日（一八七二年四月十一日）、第三農園でプラウとハローを掛け始める」とあるので⁽⁵⁰⁾、第三官園においても耕作をしていた。

ここに見るように、アイヌに指導した農業のうち養蚕・牧畜・農耕・製糸・機織りは、第三官園の事業だった。煙草製造については不明である。『開拓使事業報告』第四編に「渋谷青山両官園ニ於テ樹芸牧畜ヲ習ハシム」とあるから、第三官園から第一ないし第二官園に通わせ指導することもあった⁽⁵¹⁾。アイヌへの指導内容は、アイヌの生活状態を踏まえて決定したのではなく、開拓使官園の事業内容に沿う形で決定した。

1872年10月15日、開拓使は函館支庁に、1873年の春、農業現術生とともに西洋産の牛と羊を七重官園に送る予定だから、経費などを調べて報告するよう指令を発している⁽⁵²⁾。農業現術生を七重官園でさらに教育し、帰郷後は各々の出身地の農業指導者になることを期待していた⁽⁵³⁾。函館支庁宛の指令には「農学並牧養」に従事するアイヌを移すことも指示していた。この時点では、開拓使は連行したアイヌを、出身コタンでの農業指導者にしようとして計画していたのであろうか。

ところが1873年5月シャモの農業現術生は七重に異動となったが、アイヌは東京に残されている。アイヌをコタンの農業指導者として養成する見通しがもはや立たなくなっていたのではなかろうか。前述したように、1871年10月の「土人へ告諭」では農業に従事するアイヌには家屋や農具を下付すると述べて置きながら、1873年6月、小樽・高島両郡のアイヌへの家屋の下付を取りやめている。コタンに農業を普及させる見通し自体、既に崩壊していた。官園での農業指導はコタンの教化と直接結びつくものではなかった。ところでアイヌの世界観では、土地を耕したり肥料を施すような農業は、神に対する冒瀆であった⁽⁵⁴⁾。アイヌに農業をさせたことは、結果として、コタンに西洋式農業を広めることよりも、農業に従事させることによってアイヌの世界観を破壊し、その習俗を排除すると同時に生活スタイルを改変することだった。

3. 寄宿舎生活

開拓使は連行したアイヌをシャモ式の名前で呼称し⁽⁵⁵⁾、和服、洋服(背広の上下とワイシャツ、靴)、帽子等の着用を強要した。開拓使仮学校の『明治七年 校長伺綴込』によれば、こうした支給品は、消耗の都度支給していた。支給品の中には髭剃りも含まれていた⁽⁵⁶⁾。阿部正巳によると連行したアイヌは「男は髭を剃り髪を切り、女は入墨耳環を廃し髪を結び、特に男は洋服を着け靴を穿ち帽を被らせたり」という⁽⁵⁷⁾。アイヌにとって髭はアイヌ社会の中で自分が「一人前と認められた」ことの証しであり、「儀式へ参加する男性の象徴」である⁽⁵⁸⁾。入れ墨は女性が一人前であることの証しであった。開拓使は土人取締の監視の下にこのような習俗を強引に排除し、シャモの習俗を一方的に押し付けた。

連行したアイヌの健康状態については、これまでに病死者が続出したことが知られている。ただそこでの考察は、いずれの研究もアイヌの罹病・死亡の原因として急激な生活環境の変化を指摘するだけである⁽⁵⁹⁾。ここではアイヌがどんな生活環境におかれていたか、またアイヌの罹病・死亡とどのように関係するのか考察する。

北海道土人教育所の寄宿舎「清光院」には、医官が宿直している⁽⁶⁰⁾。彼がアイヌの健康管理にあたっただけだが、罹病者は続出した。1872年10月13日1名が死亡、また1名が療養生活に入り、1873年10月までに2名が治療のため函館病院に入院している。開拓使官園の方では、1872年7月に1名、1874年4月に1名、翌5月に1名が死亡している⁽⁶¹⁾。実に4名ものアイヌが死亡した。入院者を含めると、実に6人に1人は入院を要するほどの病にかかっていたことになる。

北海道土人教育所のある生徒は、1872年中より療養生活に入り、1874年4月より函館病院に入院、1874年6月退学し帰郷している。1874年5月27日、函館病院がこの生徒を帰郷させるべく開拓使東京出張所に届け出た文書によると、「従来慢性脚気症ヲ患」とある⁽⁶²⁾。「従来」とあるが、東京に連行する際、健康状態の優れないものを選抜するとは考え難いので、この生徒が脚気になったのは東京に連行してからである。脚気はビタミンB₁の欠乏によって罹病するものだから、連行したアイヌの栄養状態は極めて劣悪だった。

開拓使はアイヌに和食・洋食を提供した⁽⁶³⁾。アイヌにとっては和食・洋食に慣れること自体が困難なことだったろう。このことは逆に言うと、アイヌが和風を受容しなければ、その生命さえ危うかったのである。1872年11月には、早くも清光院を脱出したアイヌがいる⁽⁶⁴⁾。

註

(1) 1872年5月23日開拓使は東京府に宛てアイヌを「渋谷御用地」に寄留させたことを報告している(本

稿101頁)。開拓使第三官園の住所が麻布笄町から下渋谷村にかけての地域であること(『開拓使事業報告』第一編[大蔵省, 1885年] 31頁), 連行したアイヌに下付する「渡物」(衣類等)を定めた1872年6月5日, 仮学校の日誌『壬申日誌』(『北大百年史』札幌農学校史料(1) [ぎょうせい, 1982年]) 809頁に「北海道土人江渡物略定致候ニ付別紙相添三番御用地詰江相遣置候事」と記してあることから, 「渋谷御用地」とは開拓使第三官園であると考ええる。

- (2) 前掲『開拓使事業報告』第一編, 31頁。
- (3) 『開拓使事業報告』第四編は「男女二七名ヲ召シ芝山内清光院ニ居ラシメ」と書いているが(『開拓使事業報告』第四編[大蔵省, 1885年] 671頁), この記事は間違っている。当初清光院に居住したのは「少壮」の25名だったのであり, その他は第三官園に居住したのである。これは数字を間違えたというものではない。おそらく『開拓使事業報告』が想定している27名は5月中に連行された27名のアイヌのことであろう。清光院には最も多いとき25名, 1872年11月以後は, 18名ないし19名のアイヌが入居していた。
- (4) 1872年11月10日仮学校より第三号公園宛「アイヌ生徒七名官園へ引渡の件」(前掲『北大百年史』札幌農学校史料(一) [原史料は北海道大学附属図書館北方資料室所蔵農学校簿書010]) 73頁および1872年11月17日学校掛・会計掛より判官・幹事宛伺(『明治五年 壬申伺留』[北海道大学北方資料室所蔵, 農学校簿書009, 文書番号171])。
- (5) 「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省ノ件」(『明治七年 開拓使公文録原本 本庁』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号05785, 文書番号53]) 綴り込み文書のなかに, 「御用地ヨリ通学」のものとして3名のアイヌの氏名が記されている。
- (6) 前掲「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省ノ件」綴り込み文書にこの5名の成績表が含まれており, 養蚕の訓練を受けていたことがわかる。また『開拓使事業報告』第二編の「養蚕」の部, 東京農業試験所の項目には「第三号官園ニ於テ召募女土人ニ養蚕ヲ教授ス」とある。正確には男子1名も養蚕の指導を受けている(『開拓使事業報告』第二編[大蔵省, 1885年] 315頁)。
- (7) 1872年11月17日学校掛, 会計掛より判官, 幹事宛文書(『明治五年壬申 伺留』北海道大学附属図書館北方史料室所蔵, 農学校簿書009, 文書番号171)。
- (8) 「学校官員章程」(前掲『北大百年史』札幌農学校史料(一)) 76頁。以下, これによる。
- (9) 「明治六年四月改正仮学校官員録」(前掲『北大百年史』札幌農学校史料(一)) 92~100頁。以下, これによる。
- (10) 1872年6月5日西村貞陽より岩村判官宛書簡(伊藤隆, 坂野潤治「岩村通俊関係文書(一)」[『史学雑誌』第78巻11号, 1969年] 63頁)。
- (11) 前掲「明治六年四月改正仮学校官員録」, 98頁によれば, 「土人取締」の浮洲邦高は浜松県出身の士族である。
- (12) 「土人教育掛」の存在は, 北海道大学『北大百年史』通説二(ぎょうせい, 1982年) 22頁に紹介されている。
- (13) 1872年9月20日記事(前掲『壬申日誌』, 818頁)。
- (14) 『明治六・七年 日記』(前掲『北大百年史』札幌農学校史料(一)) 847頁。
- (15) 阿部正巳「北海道開拓使及び三県時代のアイヌ教育」(中)(『歴史と地理』第37巻第4号, 1923年) 300頁。
- (16) 前掲「明治六年四月改正仮学校官員録」によれば, 「土人教育掛」の入沢良温は山口県周防出身の32歳, 「土人教育」の水野小紅は東京府出身の21歳である。

- (17) 前掲『明治六・七年 日記』, 841頁。文書によって「土人教授」と言ったり「土人教育」とあるが, 「仮学校官員録」, 「学校官員章程」から考えて, どちらも同じ職を指すと考える。
- (18) 『明治六年二月 諸官員其外明細牒』(北海道立文書館所蔵, 簿書番号00881)。
- (19) 1873年6月10日女学校課より次官宛「北海道土人教授用日本地理往来御買上伺」(『明治六年 伺留 従第三月至同十二月 女学校』〔北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書019, 文書番号020〕)。
- (20) 1874年5月5日の項目。『明治七年 日誌 従一月 女学校』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書21)。
- (21) 1874年6月13日の項。前掲『明治七年 日誌 従 女学校』。
- (22) 仮学校教務掛「明治六年七月試験表」(『明治三十四年札幌農学校公文録 自明治六年至明治十二年 教務試験復文集』, 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書014)。
- (23) 『開拓使事業報告』第四編(大蔵省, 1885年) 671頁。
- (24) 前掲仮学校教務掛「明治六年七月試験表」。北海道土人教育所の教育内容については, 読書, 習字, 算術, 裁縫で, 使用した教科書や算術で珠算を教授したことがこれまでに明らかにされている(高倉新一郎「旧土人教育」〔『北海道教育史』全道編第三卷, 北海道教育委員会, 1963年〕201~202頁)。
- (25) 前掲仮学校教務掛「明治六年七月試験表」。史料には『勸善訓蒙』『日本地理往来』などとあるが, 『日本教科書大系 近代編』(講談社)等と照合の結果, 正確な書名がわかり, これを本文に示した。
- (26) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (27) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第18巻歴史(一)(講談社, 1963年) 722頁。
- (28) 前掲海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第18巻歴史(一), 9頁。
- (29) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (30) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第18巻歴史(一), 9頁。
- (31) 『開拓使日誌』二(東京大学出版会, 1987年) 356~357頁, 1873年12月5日の記事。
- (32) 前掲『開拓使日誌』二, 283頁の1873年6月10日の記事。以下の引用は, この記事による。
- (33) 慶応義塾編纂『福澤諭吉全集』第3巻(岩波書店, 1959年) 4頁。
- (34) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (35) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第4巻国語(一)(講談社, 1954年) 706頁。
- (36) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (37) 林頼三『増訂北海紀行 北海誌料』(富山房, 1902年) 613頁。
- (38) 1872年11月13日札幌庶務掛より石狩, 小樽, 余市宛「修行ノ為上京ノ土人習字浄書旧里親戚等一覽ノ為差進ノ義ニ付夫々渡方申進」(『明治五年 各局各郡回達 庶務掛』〔北海道立文書館所蔵, 簿書番号00414, 文書番号110〕)。
- (39) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (40) 前掲仮学校教務掛「明治六年七月試験表」。
- (41) 前掲高倉新一郎「旧土人教育」, 201頁。
- (42) 前掲海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第4巻国語(一), 38頁。
- (43) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (44) 乙竹岩蔵『日本国民教育史』(目黒書店, 1940年) 295頁。
- (45) 前掲「仮学校並二官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。
- (46) 1872年7月?『新聞雑誌』(『アイヌ史 資料編4』近現代史料(2)〔北海道ウタリ協会, 1989年〕688

頁所載記事)。

- (47) 前掲「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」綴り込みの文書。阿部正巳編『アイヌ叢誌』(5)(河野本道選『アイヌ史資料集』第二期出版第六巻〔北海道出版企画センター, 1985年〕70~72頁。
- (48) 『開拓使第一期報告書』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)。
- (49) このほか,「製綿」も指導した(前掲『開拓使事業報告』第二編, 316頁)。
- (50) 西島照男訳『ケブロン日誌ー蝦夷と江戸ー』(北海道新聞社, 1985年) 76頁。
- (51) 前掲『開拓使事業報告』第四編, 671頁。
- (52) 前掲『開拓使日誌』(二), 182頁。
- (53) 『新北海道史』第三巻通説二(北海道, 1971年) 453頁。
- (54) 小川早苗ほか「アイヌ差別と教育の諸問題」(『釧路論集』第17号, 北海道教育大学釧路分校, 1985年) 58頁。小川早苗は祖父が「農民になれない, 農民はいやだいやだ, 土を耕すことは, カムイがとてもおこることだ」と語ったと回想している。このほか1918年刊行の『旧土人に関する調査』によると, 「神は自然に産物を与ふるに拘わらず肥料を施すは無礼なりとして施肥を嫌忌」とするとある(北海道庁『旧土人に関する調査』, 12頁)。
- (55) 海保洋子は「留学に際して急遽日本名に改めた」と述べるが(海保洋子『近代北方史ーアイヌ民族と女性とー』[三一書房, 1992年] 27頁), この点を資料から裏付けることは出来ない。少なくとも余市と高島のアイヌについては, 1850年代以降の幕府による和風強制によって, 既にシャモ式の名を登録されていた。余市郡出身のアイヌについては前掲「安政六年 ヨイチ御場所蝦夷人名前書 控」に, 高島郡出身のアイヌについては1870年1月小樽郡役所より兵部省御詰合宛「高島郡土人家数人別書上」(小樽市博物館所蔵西川家文書, 簿書番号25)にアイヌのシャモ式の名前を見いだすことが出来る。
- (56) 『明治七年 校長伺綴込』(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 簿書番号024)。
- (57) 前掲阿部正巳「北海道開拓使及び三県時代のアイヌ教育」(中), 300頁。
- (58) アイヌ民族博物館『アイヌ文化の基礎知識』(草風館, 1993年) 190頁。
- (59) 高倉新一郎『アイヌ政策史』(日本評論社, 1942年), 444頁。
- (60) 1872年9月25日学校掛・会計掛より次官宛「土人取締并医官宿直賄料渡下方伺」(『明治五年 壬申伺留』[北海道大学北方史料室, 農学校簿書009, 文書番号121])。
- (61) 前掲『壬申日誌』, 前掲『明治六・七年 日記』を参照。
- (62) 1974年5月27日函館病院発文書(『明治三十四年札幌農学校公文録』, 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書004, 文書番号118)。
- (63) 前掲『北大百年史』通説によると仮学校・女学校の寄宿舍での食事は和食・洋食であったとのことである(28頁)。アイヌの場合も和食・洋食だったと考える。
- (64) 1872年11月28日土人取締より次官他宛「小樽の八十八行方不明の件」(前掲阿部正巳編『アイヌ叢誌』(5), 53~54頁)。

Ⅲ. 東京連行によるアイヌ教育構想の破綻

1. 仮学校への編入学

北海道土人教育所の土人取締は, 1874年5月, 仮学校事務掛に対し「学業進歩」のアイヌ4名に「一層勉勵」させたいので, この4名を「仮学校へ入舎被仰付生徒同様……御処置相成度」と掛け合っている⁽¹⁾。土人取締は「学業進歩」と述べているが, 4名のうち2名は中等・下等だ

と開拓使が判断していた者である。([表4])。6月になると農業課は、第三官園から通学していたアイヌ3名のうち1名を仮学校に編入学させたいと申し出ている⁽²⁾。ここで農業課が推挙した者も、3名のうち最も成績が低く、北海道土人教育所の成績全体の中でも、下等と判断していた者なのである([表4])。開拓使は北海道土人教育所の廃止にあたって、とにかく若干名は仮学校で管理・教化しようとした。1874年9月11日、上記5名を開拓使仮学校に編入した⁽³⁾。仮学校が札幌に移転となり、札幌農学校となるまでに全員退学した⁽⁴⁾。

開拓使は就学を継続させたアイヌを政策遂行に利用しようとしている。たとえば1875年1月、開拓使物産局物産課がアイヌ語を調査するにあたり、仮学校生徒宇生文吉を呼び出している⁽⁵⁾。開拓使は政策を円滑に遂行する限りにおいて、就学を継続させたアイヌを都合よく働かせようとした。しかし、開拓使は就学を継続させたアイヌにコタンを教化する要となるような職務を与えてはいない。たとえば1876年9月9日に開拓使官吏となった宇生文吉は開拓使刑務局囚獄課に勤務していた⁽⁶⁾。

2. 帰省したアイヌに対する施策

1874年6月上旬から中旬にかけて、第三官園ではアイヌの帰郷・帰省等の希望を調査し、開拓使農業課に報告した⁽⁷⁾。それによると官園から北海道土人教育所に通学していた3名のうち1名を仮学校に編入学させ、農業指導を受けていた9名のうち5名を帰省させることにしている([表4])。この5名には30日間の休暇を与え、再び東京に連行することになっている。すなわち官園に居住したアイヌの半数を引き続き東京で教化しようとしていた。

しかし、東京に戻ったものはいない。アイヌはそろって休暇の延長を要求した。あるアイヌは「家族共老幼而巳ニテ居家修理不行届追々大破住居モ難相成程之義ニ付何分難捨候」と述べて、家屋の修理等が済むまで東京行きを延期したいと要求している⁽⁸⁾。東京への連行は、家族の生活を圧迫していた。1874年8月20日、松本十郎は「日延願出情実不得止聞届候」とこれを認め、「後便出京為致候筈」と西村少判官らに報告している⁽⁹⁾。松本十郎はアイヌの訴えを認めざるを得なかったのである。

それでも松本は札幌村のアイヌ2人を再度連行しようとしていた。この2人は夫婦である。男の兄は5月に開拓使官園で亡くなっている。彼の家族は72歳になる母、43歳になる姉、3歳の姪、34歳の弟である。このような家庭で2人の青年を東京へ連行するならば、家族の困窮は必至である。アイヌが東京行きを拒むのは当然であった。そこでこの2人は、北海道を出発するにあたって扶助米を要求した。これによって松本十郎は再連行を保留にし、扶助米の貸し付けを東京在勤の西村少判官に申請している⁽¹⁰⁾。さらに2人は、9月22日再度、帰京を延期するべく嘆願書を松本十郎に提出している⁽¹¹⁾。松本十郎は同日「帰京延期願出情実不止得」と述べてこれを認めるに至り、西村少判官に報告した⁽¹²⁾。

休暇を延長したアイヌ5人が再び東京に連行された様子はない。アイヌは再度の連行に強く抵抗したのであり、アイヌの抵抗の前に再連行の計画は破綻した。

3. 退学したアイヌに対する施策

退学を希望した20名のアイヌに対しては、今度は北海道に於て引き続き教化を行う方針を立てていた。1874年7月2日、西村少判官、調所幹事らは松本十郎に宛て「自然廃業ニ不至様勧誘ノ御処分有之候たく」「似合ノ場所御使役相成為」「学業ニ従事致候様御施行有之度」と要請した⁽¹³⁾。

〔表4〕 退学後の施策

郡 名	性 別	成 績	配 置	帰省・退学等	退学後の施策
石 狩	男 男 男 男	下 等 上 等 中 等	官園／教育所 官園 官園／教育所	仮学校に編入 帰省→退学 退学 72年7月死亡	札幌学校。 製物課にて雇用を計画。
札 幌	男 女 男 男 男 女 男 女 男 男	学校下等 上 等 上 等 中 等 中 等 中 等 中 等 中 等 中 等	官園 官園 官園 官園 官園 官園／教育所 官園 官園 官園	帰省→退学 帰省→退学 退学 帰省→退学 帰省→退学 退学 退学 退学 74年5月死亡	製物課にて雇用。後、刑法局に勤務。 製物課にて雇用？ 製物課にて雇用。 製物課にて雇用を計画。
夕 張	男 男	中 等	官園 官園	退学 74年4月死亡	
小 樽	男 男 男 男 男 男 女 男 女	上 等 上 等 中 等 中 等 下 等 下 等 上 等	教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所	仮学校に編入 仮学校に編入 仮学校に編入 退学 退学 函館にて療養 退学 72年11月脱出 72年10月死亡	札幌学校。後、小樽郡出張所に勤務。 札幌学校。 札幌学校。 製物課にて雇用を計画。 製物課にて雇用を計画。 製物課にて雇用を計画。
高 島	男 女 女	中 等 中 等 下 等	教育所 教育所 教育所	函館にて療養 退学 退学	製物課にて雇用を計画。
余 市	男 男 男 男 男 男 男 女 女	下 等 上 等 中 等 中 等 中 等 下 等 中 等 下 等	教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所 教育所	仮学校に編入 退学 退学 退学 退学 退学 病気にて退学 退学 退学	札幌学校。後、刑法局に勤務。 製物課にて雇用を計画。 製物課にて雇用を計画。 勧工課にて雇用を計画。 勧工課にて雇用を計画。 勧工課にて雇用を計画。 開拓使東京出張所雇。

(出典)

- ・成績欄は「仮学校並ニ官園ニテ修業ニ北海道土人留学・帰省等ノ件(『明治七年 開拓使公文録原本本庁六月』〔北海道立文書館所蔵、簿書番号05785、文書番号53〕)に綴り込みの文書。
- ・「退学後の施策」は『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』(北海道立文書館所蔵、簿書番号06099、文書番号7)に綴り込みの文書、1875年9月22日札幌学校より学校局宛「生徒小試験等級順序等届出の件」(『北大百年史』札幌農学校史料(1)[ぎょうせい、1982年]181～182頁)、高倉新一郎「旧土人教育」(『北海道教育史』全道編第三巻〔北海道教育委員会、1963年〕)201～202頁を参照。
- ・『明治十四年六年 履歴短冊 乙 開拓使』(北海道立文書館所蔵、簿書番号05099)。

アイヌが帰郷した翌8月、札幌本庁では退学したアイヌを札幌に呼び寄せ、寄宿舎に入れて教化を行う計画を立て、開拓使に予算を付けるよう申請している⁽¹⁴⁾。これによるとまず小樽・高島2郡に帰郷した7名を札幌に呼び寄せ、余市・石狩郡に帰郷したアイヌについては「追々願出」こととしている。この計画では筆・紙・半紙等を支給するほか、農具を支給することにしている。寄宿舎については「町長屋」2戸をもって充て、それぞれ男子用・女子用とした。

この計画の起案理由は「先般東京ヨリ帰郡ノ土人七名ノ義ニ付小樽郡詰ヨリ別紙ノ通伺出候処右は此俟御差置相成候而は従来ノ旧習ニ陥リ多年厚ク御世話有之候モ空ク相成可申」というもので、起案者は「就而は差向当地へ呼寄ノ上通学為致候様仕度」と述べている。ここには帰郷したアイヌが旧習すなわちアイヌブリ（アイヌ風）に戻るということへの危惧、帰郷したアイヌをコタンから引き離すことでシャモの習俗を強要するという意図が現れている。開拓使官吏にとって帰郷したアイヌは、むしろコタンから引き離さなければならない存在となっている。開拓使は、帰郷したアイヌをコタン教化の要にするなど出来なかった。

1873年に開拓使官園で生まれた能登西雄は、9歳までをハッサム・バラト（札幌市茨戸）で過ごしているが、子どもの頃の生活は「獺も漁も豊かだったからアイヌ生活も楽だった」と回想している⁽¹⁵⁾。能登西雄は狩猟について「今の石狩通北廿五条あたりから元村にかけては一体のひどい泥炭地であつたから絶好な鹿取り場」だったと述べる。漁労についても「小川ではマレップを使つて捕るが、是では数がとれないので、四十間位の網で一家総出で漁」をし「取上げた鮭は石狩川に弁財船が入り川上へは伝馬を出して是を交換してくれた」と述べる。また「米はシ・アマムと言つて石狩の（阿部屋）から買ったけど、又百姓もした」と述べ、農業については「農業と言つても木も切らずに笹を刈つて焼き、粟・豆等をまいて、木で叩きつけおくといいものが出来た」と述べている⁽¹⁶⁾。松本十郎はこうした生活を「只々漁業中人之為ニ被役或ハ僅ニ漁スルヲ以米味噌等ニ換其日ヲ送り耳テ不足ヲ不知実ニ蠢愚固ヨリ言ヲ不待」と見做した⁽¹⁷⁾。アイヌを教化しようという考えは、アイヌ蔑視に根差した一方的な判断に基づいていた。

帰郷したアイヌを札幌に連行し教化する計画は、次のように推移する。1874年10月30日松本十郎は「御手当筋無之而ハ折角是迄御世話相成候モ画餅ニ属シ風俗移転之御趣意不貫徹」と述べ、帰郷したアイヌへの教化を官費で運営するよう西村少判官に再度要請する⁽¹⁸⁾。これに対し西村らは回答案を12月までにまとめているが、1875年2月になって札第96号を発して回答・指示している。ここでは「御申越ノ趣致承知候」と述べながら、予算のことには「長官殿稟議之上及回答」と述べて保留にし、次のような指示をした⁽¹⁹⁾。

婦女子ハ除キ男子十七名ノ内三等ノ區別有之上等六名ノ者ハ兼而申進置候似合ノ場所へ御使役相成候余間ヲ以漸次修行御申付中下二等ノ者ハ逆モ成業ノ見込無之者ノ由ニ付是等ハ農業現術修行為致候方可然

西村少判官らは札幌本庁の計画とは異なるプランを示した。西村少判官らがこのようなプランを示した理由はわからない。ただ、官費で賄うことを棚上げしたこと、使役するアイヌを6名に限定したこと、読書など学科の学習ではなく「農業現術」をさせようとしていること、女子への教化を除いたことから、開拓使はアイヌ教育に予算を割くことを避けようとしように思える。

札幌本庁物産局製物課は、琴似村と札幌村に帰郷したアイヌを農場で雇用し農業をさせた。このときの模様を製物課の官吏は「当課農事ニ致使役候処至而不精ニ付度々相叱り反復教誡いたし候共其詮無之終ニ相免」と報告している⁽²⁰⁾。官吏はアイヌが「至而不精」だと書いているが、アイヌは「農事」に「使役」されることに反発したのであろう。製物課では農業の成績上位者6

名を雇用する方針をたて、また工業局勸工課で「鋸挽屑取捨其外木材運搬等試験方為使役」方針を立てた⁽²¹⁾。1875年3月30日、札幌本庁民事局は帰郷したアイヌを物産局製物課・工業局勸工課で使役する計画をまとめ([表4])、「於地方相応之営業も有之候はハ御申出相成度而局見込書并名書相添」て、小樽・余市・石狩の各郡出張所に宛て「掛合」を発している⁽²²⁾。

小樽郡では、アイヌから「当郡鯉漁業最中ニ付夫々活業相営ミ罷在候間当郡ニ而活計仕度就而は札幌行ハ御差免ニ相成候様」要求があると、戸長が小樽郡出張所に報告している⁽²³⁾。余市に帰郷したアイヌは「只今漁ニ取掛リ夫々手配仕置候ニ付右手仕舞迄出札御猶予被成下度」と余市郡出張所に要求している⁽²⁴⁾。石狩に帰郷したアイヌについては不明だが、いずれの郡からも札幌に連行された様子はない。アイヌは札幌行きを拒み、本庁はアイヌを札幌に連行することが出来なかった。

アイヌを「似合ノ場所」にて使役するとは、製物課で雇用したり、勸工課で「鋸挽屑取捨」などをさせることであった。ここではもはや帰郷したアイヌをコタンの教化の要とすることは構想されていない。また勸工課で雇用しようとしたことから、帰郷したアイヌや彼の出身コタンのアイヌを農耕民化しようとするものでもなかった。

こうして、東京へ連行しアイヌを教化する構想・実践は破綻した。

註

- (1) 1874年5月土人取締より事務掛宛文書(「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」(『明治七年 開拓使公文録原本 本庁』, 北海道立文書館所蔵, 簿書番号05785, 文書番号53) 綴り込み)。
- (2) 1874年6月18日農業課より開拓使幹事・調所廣文宛文書(前掲「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道土人留学・帰省等ノ件」に綴り込みの文書)。
- (3) 1874年9月11日記事(『明治七年一月ヨリ 宿直簿 取締』, 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵, 農学校簿書23)。
- (4) 高倉新一郎は仮学校が札幌学校となった際に4名が退学したと述べているが(高倉新一郎『アイヌ政策史』[日本評論社, 1942年] 444頁), これは誤りである。1875年9月「生徒小試験等級順序等届出の件」(前掲『北大百年史』農学校史料(1) [ぎょうせい, 1982年] 181頁)によって、仮学校に編入したアイヌ全員が札幌学校に在籍していたことがわかる。
- (5) 1875年1月19日仮学校宛「北海道土人語取調ニ付生徒宇生文吉差回方物産課ヨリ掛合」(『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号06064, 文書番号18])。また1876年8月4日には断刑課が札幌学校に宛て「生徒布施文吉」にアイヌ語の通訳をさせたいと依頼している(1876年8月4日断刑課より札幌学校宛依頼[『明治九年一月ヨリ 諸課文移録 学校』, 北海道立文書館所蔵, 簿書番号01630, 文書番号93])。ところで札幌学校の生徒の中に「布施文吉」を名乗る者はいない。「文吉」を名乗るのは宇生文吉だけである(前掲「生徒小試験等級順序等届出の件」)。「布施文吉」とは「宇生文吉」のことだろう。実際、宇生文吉が1876年9月9日、開拓使刑務局の官吏になっていることから(『明治十四年六月 履歴短冊 乙 開拓使』[北海道立文書館所蔵, 簿書番号05099])、「布施文吉」は「宇生文吉」と考えて間違いない。開拓使は宇生をアイヌ語の通訳として採用した。
- (6) 前掲『明治十四年六月 履歴短冊 乙 開拓使』。札幌学校生徒の山本惣五郎は出身地の郡出張所の官吏となっている(海保洋子『近代北方史—アイヌ民族女性と—』[三一書房, 1992年] 27頁)が、その職務は不明である。このほかの3名への処遇は今のところ不明である。

- (7) 1874年6月18日農業課より開拓使幹事・調所廣文宛文書（前掲「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道士人留学・帰省等ノ件」綴り込み）。
- (8) 1874年8月20日松本十郎大判官より西村少判官宛8の108号（前掲『北大百年史』札幌農学校史料(-), 149頁）。以下の叙述はこれによる。
- (9) 前掲『北大百年史』農学校史料(1), 149頁。
- (10) 1874年8月17日半野六三郎より大判官松本十郎宛文書（「修行土人札幌村半野六三郎，出京後老母養護ノ為拝借米願出ノ件」〔『明治七年八月 公文録原稿 本庁』，北海道立文書館所蔵，簿書番号05787，文書番号16〕所収）。
- (11) 1874年9月22日半野六三郎より松本大判官宛文書「札幌郡半野六三郎等，出京延期ノ件」（前掲『明治七年八月 公文録原稿 本庁』，文書番号17に綴り込み）。
- (12) 1874年9月22日松本大判官より西村少判官宛9ノ68号（前掲「札幌郡半野六三郎等，出京延期ノ件」に綴り込みの文書）。
- (13) 1872年7月2日札第314号（前掲「仮学校並ニ官園ニテ修行ノ北海道士人留学・帰省等ノ件」に綴り込み文書）。
- (14) 1874年8月29日松本大判官より西村少判官宛8の142号（『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』〔北海道立図書館所蔵，簿書番号05820，文書番号4〕）。以下の引用は，この史料による。
- (15) 高倉新一郎「能登西雄談話聞書」（『北海道社会事業』第37号，1935年）44頁。
- (16) 同上，44～45頁。
- (17) 1874年10月30日松本大判官，時任為任より西村少判官宛10ノ124号（前掲『北大百年史』札幌農学校史料(-)，153頁）。
- (18) 同上。
- (19) 1875年2月28日札第96号（前掲『北大百年史』札幌農学校史料(-)，154頁）。
- (20) 1875年3月25日物産局製物課吉田清憲ほかより提出の報告書（『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』〔北海道立文書館所蔵，簿書番号06099，文書番号7〕に綴り込みの文書）。
- (21) 1875年3月22日勸工課より提出の文書（前掲『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』に綴り込みの文書）。
- (22) 1875年3月30日民事局発小樽出張所宛3の61号，余市出張所宛3の37号，石狩郡長宛 石ノ第42号（前掲『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』に綴り込みの文書）。
- (23) 1875年4月15日戸長船樹忠三郎より小樽郡出張所宛上申（『明治八年 開拓使公文録 札幌本庁』〔北海道立文書館所蔵，簿書番号06099，文書番号7〕に綴り込みの文書）。
- (24) 1874年4月15日余市郡出張所宛「以書付奉願上候」（『明治八年 開拓使公文録札幌本庁』〔北海道立文書館所蔵，簿書番号06099，文書番号7〕に綴り込みの文書）。

お わ り に

開拓使設置当初のアイヌ政策の方針は，幕府統治下での為政者とアイヌとの間の慣習を廃止し，同時にアイヌの習俗を排除するというものであった。しかし，1871年になってようやく札幌開拓使庁を設置した開拓使は，小樽や札幌といった市街地化をすすめている郡においてさえ，これらの課題を遂行できずにいた。市街地のなかにあっても，アイヌは自らの生活スタイルで暮らしていた。為政者とアイヌとの間の慣習やアイヌの習俗を一掃すること，同時にアイヌを掌握・管理をするために必要なシャモの習俗を教授することが開拓使にとって重要な政策課題となってい

た。アイヌを東京に連行し教化することは、このような政策課題から導き出されたものである。

開拓使はコタンの半数近くの家からアイヌを連行した。連行したアイヌは、いずれも主要な家計維持者であった。こうしたアイヌを連行したことは、コタンの生活を圧迫した。開拓使はアイヌに生活苦を強いつつ教育を展開した。アイヌにとって教育は、シャモの習俗の押し付けであり、自らの生活を破壊する以上のものではなかった。

開拓次官黒田清隆は「農業現術生制度」実施の際、アイヌもそこに連行しようとした。連行時までの公文書には連行の目的は「為農業現術修行」とだけあり、そこに読書等を教授する意図を見いだすことはできない。開拓使にはアイヌを連行して農業指導を行うという考えだけがあって、周到な準備の上にアイヌを連行したのではなかった。北海道土人教育所の設置や施設の整備は、アイヌを連行してから着手したのであった。極めて場当たりの政策だった。

開拓使はアイヌを連行する際、役アイヌやその親戚、シャモとの接触が多かった者を選抜した。彼等を教化することで、コタン教化の要として機能させようと考えたのであろう。しかし帰郷したアイヌに対する施策をみるならば、コタンの教化の要としてではなく、コタンから引き離すべき存在として認識している。開拓使はコタンに帰郷したアイヌをコタン教化の要にすることなど出来なかった。

北海道土人教育所や開拓使官園では、アイヌを公私にわたり、監視・矯正した。そこでは和服・洋服の着用、髭剃などアイヌの身体習俗の排除、シャモの行儀作法を教授していた。しかもシャモの生活に馴染まなければ、病気・死にいたるほどの環境におかれていた。北海道土人教育所では男子に読・書・算盤、女子に読・書・裁縫を教授している。読書の授業を通して、シャモの生活文化・産物・地名を教授した。しかしその内容は、アイヌにシャモの言語や文化を教授したとは言い難いものであった。官園では西洋式の農業を教授していた。しかし、既に1873年にはアイヌを農耕民化する見通しはたっており、そこでの指導内容はコタンの教化に結びつくようなものとはならなかった。農業を教授することは、アイヌの世界観や生活スタイルを破壊するものであった。

以上のように考えるならば、この施策が「同化」の内容を持っていたとは言い難い。北海道土人教育所と開拓使官園で行ったのはアイヌの習俗を排除することだった。黒田の言う「彼我之殊別」をなくすということは、アイヌの習俗を一方的に排除することなのであり、海保洋子が言うようなシャモと「同質」にすることではなかった。また北海道土人教育所と開拓使官園でのアイヌ教育は、海保嶺夫や原田一典が言うようなアイヌを労働力として北海道の「開発」に参加させたり、「開拓」の担い手にするような教育内容を持っていなかった。

(付記)

本稿を作成するにあたり、以下の各機関ないし個人より資料の紹介ないし閲覧の便宜を受けた。記して謝意を表する。

・北海道立文書館・北海道大学附属図書館北方資料室・小樽市博物館・当別町立当別伊達記念館・東京都港区立みなと図書館・増上寺寺務所・東京書籍株式会社附設教科書図書館「東書文庫」・井上高聡・黒井茂・竹ヶ原幸朗・田端宏（敬略称）